

第72回全国連合小学校長会研究協議会

京都大会

資 料

令和2年10月

文部科学省

目次

1. 新しい時代の初等中等教育の在り方について.....	P 1
2. 教育課程について.....	P 7
3. 情報教育について.....	P 1 7
4. 教育データの利活用について.....	P 3 3
5. 教科書の充実について.....	P 3 9
6. 生徒指導上の諸課題への対応等について.....	P 4 3
7. 特別支援教育の推進について.....	P 5 6
8. 学校健康教育の充実について.....	P 6 0
9. 学校における働き方改革について.....	P 6 8
10. 地域と学校の連携・協働について.....	P 7 5
11. 学校安全等について.....	P 8 8

1

新しい時代の初等中等教育の在り方について

1

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)【概要】
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

第Ⅰ部 総論

令和2年10月7日
中央教育審議会初等中等教育分科会

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

I C T の活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成 果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課 題

子どもたちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子どもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

学校における働き方改革や、GIGAスクール構想の実現といった動きも加速・充実させ、
新学習指導要領を着実に実施しながら、従来の日本型学校教育を発展させた新しい時代の学校教育を実現する必要

2

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

個別最適な学び(「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化)を学習者側の視点から整理した概念)

それぞれの学びを往還

協働的な学び

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識等を確実に習得させるため、ICTの活用や専門性の高い教師によるより支援が必要な児童生徒へのより重点的な指導などによる効果的な指導
- 子供たち一人一人の特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行うとともに、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、専門性の高い教師による個々の子供に応じた学習活動の提供
- 自ら学習を調整するなどしながら、その子供ならではの課題の設定、子供自身による情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、主体的に学習を最適化することを教師が促す

知・徳・体を一体的に育むため、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の間合いなど様々な場面でリアルな体験を通じた学びやICTの活用による他の学校の子供たちとの学び合いなど

学校ならではの協働的な学び合いや、地域の方々をはじめ多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育成

子供の学び

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

義務教育

- 先端技術の活用等による資質・能力の確実な育成、一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの協働的な学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、地域の構成員の一人としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な子供たち一人一人に応じた探究的な学びや、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

教職員の姿

- 教師が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供たち一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境実現、デジタル教科書等の先端技術や教育ビッグデータを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化等
- 災害や感染症発生時でも不安なく学習継続できる学校施設の整備、教職員配置の在り方も含めた新しい時代の学びの環境整備
- 小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割である
- ◆一斉授業が個別学習か、履修主義が修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、**どちらの良さも適切に組み合わせ活かし**ていく

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、教師同士の役割の適切な分担
- 保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制を構築し、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想が実現されることを最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす(ハイブリッド化)ことで、学びの質を向上
- 教師による対面指導や児童生徒同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導、知識の習得の面におけるICTの活用との親和性の高さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICTも活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 保護者や地域と協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わることも、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

1. 幼児教育の質の向上について

(1) 基本的な考え方

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが目的
- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要
- 教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要

(2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実

- ① 幼稚園教育要領等の理解推進・改善
 - ・ 新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握、調査研究や好事例等の情報提供による教育内容や指導方法の改善・充実
- ② 小学校教育との円滑な接続の推進
 - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の教職員の連携促進
 - ・ スタートカリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化
- ③ 教育環境の整備
 - ・ 幼児の直接的・具体的な体験をさらに豊かにするための工夫をしながらICTを活用、幼児教育施設の業務のICT化の推進
 - ・ 耐震化、衛生環境の改善等の安全対策の実施
- ④ 特別な配慮を必要とする幼児への支援
 - ・ 幼児教育施設での特別支援教育の充実、関係機関・部局と連携した支援体制整備
 - ・ 教職員の資質向上に向けた研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理
 - ・ 幼児教育施設を活用した外国人幼児等に対する日本語指導、就園・就学案内等の取組の充実

(3) 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

- ① 処遇改善をはじめとした人材の確保
 - ・ 処遇改善等の実施や、大学等と連携した新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の総合的な人材確保策の推進
- ② 研修の充実等による資質の向上
 - ・ 各研修の機能・位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
 - ・ 各職階・役割に応じた研修体系構築、キャリアステージ毎の研修機会確保
- ③ 教職員の専門性の向上
 - ・ 上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進、特別な配慮を必要とする幼児への支援

(4) 幼児教育の質の評価の促進

- 学校関係者評価等の実施により持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築
- 公開保育の仕組みの学校関係者評価への活用は有効
- 幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及

(5) 家庭・地域における幼児教育の支援

- ① 保護者等に対する学習機会・情報の提供
 - ・ 保護者等に対する相談体制の整備など、地域における家庭教育支援の充実
- ② 関係機関相互の連携強化
 - ・ 幼児教育施設・教育委員会と福祉担当部局などの首長部局や児童相談所等の関係機関との連携促進
- ③ 幼児教育施設における子育ての支援の促進
 - ・ 親子登園、相談事業や一時預かり事業等の充実、預かり保育の質向上・支援の充実

(6) 幼児教育を推進するための体制の構築等

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 幼児教育推進体制の充実・活用のための必要な支援の実施、幼児教育アドバイザー活用の推進方策の検討、好事例の収集
- 科学的・実証的な検証を通じたエビデンスに基づいた政策形成の促進

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応

- 保健・福祉等の専門職や関係機関等とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備、研修等の充実等による資質等の向上
- トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進、園務改善のためのICT化支援等教職員の勤務環境の整備

5

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務
- 義務教育9年間を見通した上で、指導方法や教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要
- 児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中にある中、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底

(2) 教育課程の在り方

- ① 学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策
 - ・ 新学習指導要領で整理された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要
 - ・ 各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実を図る
 - ・ 発達の段階に応じ、学級集団の確立、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、各教科等における見方・考え方の理解に向けた指導、学習方略の活用等を進める
 - ・ 小学校高学年への教科担任制の導入、学校段階間の連携強化、専門性を有する補助スタッフや研修の導入等が必要
 - ・ 各学校段階を通して、学びに向かう力を育成するとともに、キャリア教育を充実
- ② 補充的・発展的な学習指導について

ア 補充的・発展的な学習指導

 - ・ 指導方法等を工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深める発展的な学習を取り入れる
 - ・ 必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

イ 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導

 - ・ 知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、学校外の学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行う
- ③ カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進
 - ・ 各学校や地域の実態を踏まえ、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施
 - ・ 各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

- ① 小学校高学年からの教科担任制の導入（令和4（2022）年度を目途）
 - ・ 義務教育9年間を見通した指導体制の構築、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
 - ・ 対象教科（例えば外国語・理科・算数）や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討、小中学校の連携促進
 - ・ 専門性担保方策や人材確保方策と併せ、教員定数確保に向けた検討を具体化
- ② 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方
 - ・ 小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例を設け、両方の免許取得を促進
 - ・ 中学校免許を有する者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度の弾力化

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

- ① 不登校児童生徒への対応
 - ・ SC・SSWの配置時間等の充実による相談体制の整備、教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、フリースクール等との連携促進、自宅等でのICT活用等多様な教育機会の確保など、学校内外における支援
 - ・ 児童生徒の支援ニーズの早期把握、校内別室における相談・指導体制の充実等の調査研究
- ② 義務教育未修了の学齢を超過した者等への対応
 - ・ 全ての都道府県・指定都市における夜間中学の設置促進
 - ・ 専門人材の配置促進による夜間中学の教育活動の充実や受入れ生徒の拡大

(5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

- エビデンスに基づく個に応じた指導により、生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家と連携しつつ、学校保健活動を速やかに電子化し、効果的に活用

(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- 成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、児童虐待防止に向けた関係機関との連携強化
- 学校だけでは対応が難しい、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景や要因といった困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、自殺予防の取組の推進等
- SC・SSWの配置時間等の充実、SNS等を活用した相談体制の全国展開など、教育相談体制の整備
- 学校いじめ防止基本方針の実効化・いじめ等の状況に関するデータの活用等の促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応徹底や研修の実施、効果的な対策の実施に向けた調査研究

3.新時代に対応した高等学校教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験、言語環境等、様々な背景を持つ生徒が在籍しており、多様な実情・ニーズに応じた学びの実現が必要
- 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、その能力を最大限に伸長するためのものに転換
- 産業社会や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有様、令和4年度から実施される新しい高等学校学習指導要領を踏まえた検討が必要
- 新型コロナウイルス感染症拡大を通じて再認識された高等学校の役割や価値を踏まえ、遠隔・オンラインと対面・オフラインの最適な組み合わせを検討

(2) 高校生の学習意欲を喚起し、能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

- ① **スクール・ミッションの再定義（各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化）**
 - ・ 各設置者は、各学校の存在意義や期待される社会的役割等をスクール・ミッションとして再定義
- ② **各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針として3つのスクール・ポリシーの策定**
 - ・ 各学校は、スクール・ミッションに基づき、「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の3つのスクール・ポリシーを策定・公表
 - ・ スクール・ポリシーを起点として、教育課程や個々の授業、入学選抜等の不断の改善を推進
- ③ **「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）**
 - ・ 約7割の生徒が通う普通科の特色化・魅力化を促進する観点から、「普通教科を主とする学科」として、普通科以外の学科の設置を可能化
 - ・ 例えば、SDGs等に関わる学際科学的な学びに関する学科や、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに関する学科など特色・魅力ある学科を各設置者の判断によって設置
- ④ **産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成（専門学科改革）**
 - ・ 地域の産官学が一体となって将来の地域産業界の在り方を検討、高校段階での人材育成の在り方を整理し、それに基づく教育課程の開発・実践を実施
 - ・ 高等教育機関等と連携した先取り履修等の取組推進、3年間に限らない教育課程や高等教育機関等と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討
- ⑤ **新しい時代だからこそ求められる総合学科における学びの推進**
 - ・ 多様な開設科目という特徴を生かすために、「産業社会と人間」を核として、他教科・科目等とのつながり及び2年次以降の学びを体系的に実施
 - ・ ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進
- ⑥ **高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供**
 - ・ 特色・魅力ある教育活動のために、地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関との連携・協働が必要
 - ・ 地域の実情に応じ、コンソーシアムという形も含めて関係機関との連携・協働をコーディネートする体制を構築
 - ・ 複数の学校によって構成される学校間ネットワークの構築により、各地域において文系・理系にかかわらず高度な学びを提供可能とする取組を推進

(3) 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証

- ① **専門スタッフの充実や関係機関との連携強化、ICTの効果的な活用等によるきめ細やかな指導・支援**
 - ・ SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進
 - ・ 多様な学習ニーズに応じたICTを効果的に利活用した指導・評価方法の在り方等の検討
- ② **高等学校通信教育の質保証**
 - ・ 通信教育実施計画の作成義務化、面接指導等実施施設のエデュケーション環境の基準の明確化、面接指導は少人数を基幹とすべきことの明確化、教育活動等に関する情報公開の義務化等の方策を通じて質保証を徹底

(4) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- 「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされるSTEAM教育について、STEAM分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民として必要となる資質・能力の育成を志向する側面に着目し推進
- 「総合的な探究の時間」や「理数探究」との共通点が多く、新学習指導要領に基づき、地域や関係機関と連携・協働しつつ、生徒や地域の実態にあった探究学習を充実
- 幼児期からの科学的な体験の充実や、小中学校でも教科等横断的な学習や探究的な学習を充実

7

4.新時代の特別支援教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加など、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育を巡る状況は変化
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に促進

(2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① **就学前における早期からの相談・支援の充実**
 - ・ 関係機関や外部専門家等との連携による人的体制の充実
 - ・ 幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教師や特別教育支援員の資質向上に向けた研修機会の拡充
 - ・ 5歳児健診を活用した早期支援や、就学相談における情報提供の充実
- ② **小中学校における障害のある子供の学びの充実**
 - ・ 副次的な籍の導入による学級活動等の充実化や、年間指導計画等に基づく教科学習の共同実施
 - ・ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の把握・支援、自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
 - ・ 通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討
 - ・ 通級による指導の担当教師等の配置改善や指導体制の充実
- ③ **特別支援学校における教育環境の整備**
 - ・ ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
 - ・ 特別支援学校の設置基準策定や教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組推進
 - ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
 - ・ 知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方の検討や授業改善に向けた取組の充実
- ④ **高等学校における学びの場の充実**
 - ・ 通級による指導の充実や指導体制、指導方法など、高等学校における特別支援教育の充実
 - ・ 本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合の支援体制の構築
 - ・ 進学先の高等学校や卒業後の進路に対する情報の引継ぎなど、関係機関等の連携促進

(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- ① **全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性**
 - ・ 全ての教師が障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識が必要
 - ・ 日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制の構築、教師の主體的な専門性向上の取組の充実
- ② **特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性**
 - ・ 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、個別の指導計画等の作成や指導方法等の専門性の習得が必要
 - ・ OJTやオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実、発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
- ③ **特別支援学校の教師に求められる専門性**
 - ・ 多様な実態の指導力向上のための幅広い知識・技能の習得や学校内外の専門家等との連携充実、複数障害が重複している児童生徒への対応
 - ・ 広域での研修や人事交流の仕組みの構築、特別支援学校教諭の教員養成段階における内容の再検討やコアカリキュラムの策定

(4) 関係機関との連携強化による切れ目のない支援の充実

- 関係機関等と家庭の連携、保護者も含めた情報共有、保護者支援のための連携体制の整備、障害の有無に関わらず全ての保護者に対する支援情報や相談窓口等の情報共有
- 地域の就労関係機関との連携等による早期からのキャリア教育の充実
- 個別の教育支援計画（教育）・利用計画（福祉サービス）・個別支援計画（事業所）・移行支援計画（労働）の一体的な情報提供や情報共有の仕組みの検討
- 移行支援や就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方の検討
- 学校における医療的ケアの実施体制の構築、医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等の環境整備
- 学校に置かれる看護師の法令上の位置付け検討、中学校区における医療的ケア拠点校の設置検討

8

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
 - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
 - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
 - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
 - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
 - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
 - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域の関係機関との連携**
 - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
 - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
 - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
 - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
 - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
 - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
 - 情報検索サイト「かすたねつ」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
 - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
 - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど、地方公共団体の取組促進
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

(1) 基本的な考え方

- ICTの活用には当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善にどのように生かされるか、実践を深めていくことが重要
- ICTはこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり、日常的な活用が必要であるが、教師と児童生徒との具体的関係の中で、教育効果を考えることが重要
- 今般の新型コロナウイルス感染症のための臨時休業等に伴う遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後検証を進める必要
- 対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践による成果や課題を踏まえ、発達段階に応じ、ICTを活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開

(2) ICTの活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実

- ① **学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用した個別最適な学びの充実**
 - データ標準化等の取組を加速
 - 個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴等のICTを活用したPDCAサイクルの改善を図り、きめ細かい指導や学習評価の充実や学習を改善
 - 全国の学校でCBTを活用した学習診断などができるプラットフォームの構築
 - 学校現場における先端技術の効果的活用に向けた活用事例等の整理・周知
- ② **全国的な学力調査のCBT化の検討**
 - 全国学力・学習状況調査のCBT化について専門的・技術的な観点から検討を行うとともに、小規模から試行・検証に取り組み、段階的に規模・内容を拡張・充実
- ③ **教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり**
 - 学校の時間内において、対面指導に加え、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルの展開
- ④ **高等学校における遠隔授業の活用**
 - 同時双方向型の遠隔授業について、単位数の算定、対面により行う授業の実施等の要件を見直し、対面指導と遠隔授業を融合させた柔軟な授業方法を可能化
- ⑤ **デジタル教科書・教材の普及促進**
 - 学習者用デジタル教科書の効果・影響について検証しつつ、使用の基準や教材との連携等も含め、学びの充実の観点から今後の在り方等について検討
 - 令和6年度の小学校用教科書改訂までの間においても、学習者用デジタル教科書・教材の学校現場における使用が着実に進むよう普及促進を図る
- ⑥ **児童生徒の特性に応じたきめ細かい対応**
 - 不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒を支援しやすい環境の構築に向け、統合型校務支援システムの活用や帳票の共通化により、個別の支援計画等の作成及び電子化を推進
 - 遠隔技術等を用いた相談・指導の実施、ICTを活用した学習支援、デジタル教材等の活用を推進
 - 障害のある児童生徒に対する遠隔技術を活用した自立活動支援に係る実践的研究
- ⑦ **ICT人材の確保**
 - 企業、大学等と連携し、地方公共団体がGIGAスクールサポーター、ICT支援員等のICT人材を確保しやすい仕組みの構築、人材確保・活用事例の全国展開
 - 事務職員に対するICTに関する研修等の充実
 - 教育委員会において、外部人材の活用も含めたICTの専門家の意思決定を伴う立場への配置促進、ICT活用教育アドバイザーの活用推進

(3) 特例的な措置や実証的な取組等

- ① **臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組**
 - 感染症や自然災害等により、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合における、学校の教育活動の継続、学びの保障の着実な実施に向けた制度的な措置等の検討・整理
- ② **学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用**
 - 学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養、不登校等）に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習を出席扱いとする制度や、成績評価ができる制度の活用促進に向けた好事例の周知、制度の活用状況の分析、より適切な方策の検討
- ③ **個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応**
 - 特異な才能を持つ児童生徒等に対し、大学や研究機関等の社会の多様な人材・リソースを活用したアカデミックな知見を用いた指導に係る実証的な研究開発を推進
 - 義務教育段階において、教科等の特質を踏まえつつ、教科等毎の授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける
 - 特別な配慮を要する児童生徒に対し、特別的教育課程を編成し、学校外での受講も可能とする遠隔教育を行う特例的な措置を講じ、対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発を実施
 - 高等学校段階において、家庭における同時双方向型オンライン学習を授業の一部として特例的に認め、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化を検討

7. 新時代の学びを支える環境整備について

(1) 基本的な考え方

- 全ての生徒たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図るとともに、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての生徒たちの学びを保障するため、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図る

(2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備

- 「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教師のICT環境の整備 ● 「新しい生活様式」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化

(3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- 「1人1台端末」の活用等による児童生徒の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向け、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討を進め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設・設備を計画的に整備

(4) 学校健康診断の電子化と生涯にわたる健康の保持増進への活用

- 学校健康診断及びその結果の電子化の促進は、心身の状況の変化への早期の気づきや、エビデンスに基づく個別最適な指導・支援の充実等のほか、働き方改革にも有効
- PHR（Personal Health Record）の一環として、学齢期の健康診断情報を電子化し、生涯にわたる健康づくり等への活用に向けた環境整備

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 少子高齢化や人口減少等により子供たちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要

(2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

- ① 公立小中学校等の適正規模・適正配置等について
 - 教育関係部局と首長部局との分野横断的な検討体制のもと、新たな分野横断的な実行計画の策定等により教育環境の向上とコスト最適化
 - 義務教育学校化を含む自治体内での統合、分校の活用、近隣自治体との組合立学校の設置等による学校・学級規模の確保
 - 少人数を活かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等による小規模校のメリット最大化・デメリット最小化
- ② 義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進
 - 小中一貫教育の優良事例の発掘、横展開
- ③ 中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有
 - 中山間地域や離島等の高校を含めたネットワークを構築し、ICTも活用してそれぞれが強みを有する科目の選択的履修を可能とし、小規模校単独ではなし得ない教育活動を実施

(3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 児童生徒の多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化
- 地域の実態に応じ、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、長寿命化改良、他の公共施設との複合化・共用化など、個別施設計画に基づき計画的・効率的な施設整備

11

9. Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について

(1) 基本的な考え方

- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある

(2) 教師のICT活用指導力の向上方策

- 国で作成されたICTを活用した学習場面や各教科等の指導におけるICT活用に係る動画コンテンツについて、教職課程の授業における活用を促進
- 取組状況のフォローアップ等により、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みの構築
- 都道府県教育委員会等が定める教師の資質能力の育成指標における、ICT活用指導力の明確化等による、都道府県教育委員会等の研修の体系的かつ効果的な実施
- オンライン教員研修プログラムの作成など、研修コンテンツの提供や都道府県における研修の更なる充実
- 教員研修等におけるICT機器の積極的な使用やオンラインも含めた効果的な実施

(3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教員組織の構成等

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の人的資源等を活用し、学校教育を社会との連携の中で実現
- 社会教育士を活用し、学校と地域が連携した魅力的な教育活動の企画・実施
- 社会人等の勤務と学修時間の確保の両立に向けた、教職特別課程における修業年限の弾力化等による制度活用の促進
- 従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用できる免許状の授与等により、多様な人材が参画できる柔軟な教員組織の構築

(4) 教員免許更新制の実質化について

- 教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析
- 教員免許更新制や研修を巡る制度に関する包括的検証の推進により、必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるような在り方の総合的検討

(5) 教師の人材確保

- 教師の魅力を発信する取組の促進、学校における働き方改革の取組や教職の魅力向上策の国による収集・発信や、民間企業等に就職した社会人等を対象とした、教職に就くための効果的な情報発信
- 教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった就職氷河期世代等が円滑に学校教育に参画できる環境整備
- 高い採用倍率を維持している教育委員会の要因の分析・共有等による、中長期的視野からの計画的な採用・人事の推進

2

教育課程について

13

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ ー全体概要ー

あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障

感染症対策を徹底しながら、まずはしっかりと学校での学習を充実

最終学年（小6・中3・高3）は優先的な分散登校等も活用し、学習を取り戻す

他の学年は、2～3年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習保障

◆授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数の中で効果的に指導

個人でも実施可能な学習活動等は授業以外の場で実施。

※ 教科書発行者の協力により、学習活動の重点化等に関する参考資料を「子供の学び応援サイト」に掲載

◆最終学年以外については、指導事項の一部を次年度以降に移す特例的対応を可能に

◆人的・物的体制の緊急整備（令和2年度第2次補正予算に計上）

教員加配（3,100人）、学習指導員（61,200人）、スクール・サポート・スタッフ（20,600人）の追加配置。

※ 退職教員や大学生等に協力いただくための学校・子供応援サポーター人材バンク開設

感染症対策や学習保障のために迅速かつ柔軟に活用できる経費を1校あたり100～500万円支援。

※ 感染状況や学校規模等に応じて配分

◆ICT活用によるオンライン学習の確立

端末、モバイルルータ等を特に家庭でICT環境を整備できない子供向けに優先配置。

秋以降、第二波に備えて優先すべき地域の学校でオンライン学習が可能に。

※ 全国での学校現場サポート体制等を通じて、教職員向け研修やオンライントレーニングを提供

※ 今後、学習履歴の活用などを含めた、個別最適化された学びの実現についても検討していく

「子供の学び応援サイト」を通じた動画・教材の提供
(リンク数400以上、延閲覧回数527万PV以上)

子供の学び応援サイト

～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～

学校の教科等を学ぶ

小学校

中学校

高等学校

特別支援教育

幼児教育



NHKの取組なども掲載



14



効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、年度当初に編成した教育課程を見直すことが必要な場合の基本的な考え方

新学習指導要領の趣旨を踏まえて、教育課程を編成

○以下の点に留意

- ・「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識した上で、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化し、「どのように学ぶか」（指導方法）を柔軟に見直し
- ・知・徳・体 にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図る
- ・地域や家庭の協力も得て学習効果を最大化できるよう、カリキュラム・マネジメントを行う

◆登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、学校における指導を充実

◆上記の取組を行ってもなお、年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の特例的な対応

①次年度以降を見通した教育課程編成

②学校の授業における学習活動の重点化

◆各設置者において各学校の教育活動への支援を行うとともに、各都道府県教委等においては域内の設置者への支援

※私立学校に対しては、都道府県所管課において学校教育の専門的事項の助言・援助等を活用し、教育委員会と連携して各設置者の取組を支援（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の5）。

《参考通知》新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）（令和2年5月15日 15
初等中等教育局長通知） https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf



効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

学校の授業における学習活動の重点化

今般の事態を受けた特例的な対応として、学校の授業で行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化（個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等も活用して授業以外の場において行う）

→限られた授業時数の中で、学習指導要領に定める内容を効果的に指導

※定着が不十分な児童生徒には、別途個別に必要な措置を講じる

※これ以外に、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、指導順序の変更など、必要な措置を講じる

学習活動の重点化のイメージ【例】

- ・国語科において、学校における課題設定を踏まえ、授業以外の場で意見文等を作成させる
- ・数学科において、学校における練習問題の取組を限定し、宿題の添削を充実させる
- ・理科において、学校における実験結果の分析・考察のまとめを授業以外の場で作成させる

※教科書発行者の協力により、学習活動の重点化等に資する年間指導計画参考資料を「子供の学び応援サイト」において周知

子供の学び応援サイト
～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～
「学校の先生へ」



《参考通知》新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）（令和2年5月15日
初等中等教育局長通知） https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

《参考通知》学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（通知）（令和2年6月5日初等中等教育局教育課程課長・教科書課長通知） https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf 16

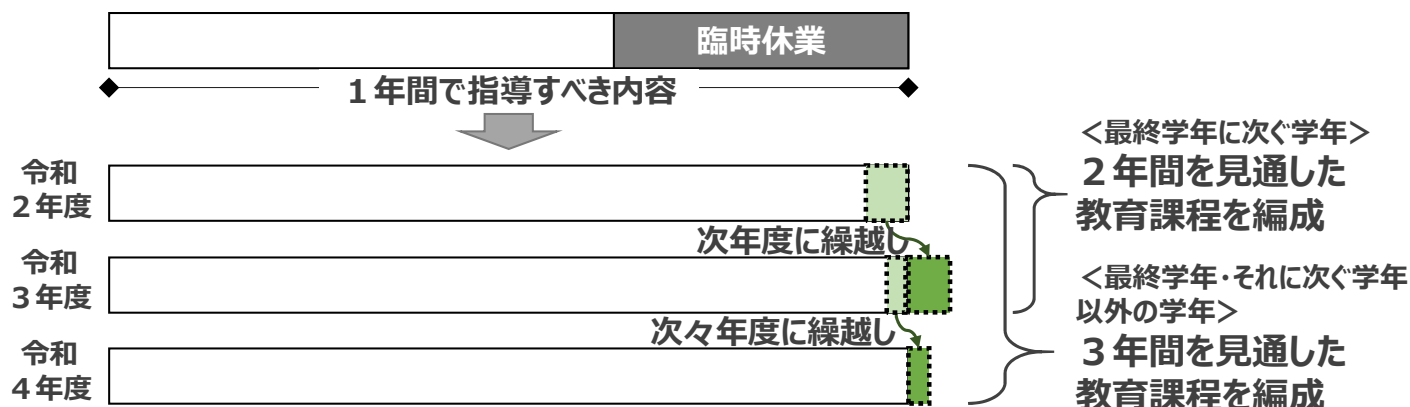


効果的な学習保障のための学習指導の考え方の明確化

次年度以降を見通した教育課程編成

今般の事態を受けた**特例的な対応**として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、**令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成**

→最終学年に次ぐ学年は令和3年度を含めた2年間、それ以外の学年は令和3年度及び令和4年度を含めた3年間を見通した教育課程の編成によって、**無理なく学習の遅れを取り戻す**ことを可能とする



《参考通知》新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）（令和2年5月15日）
初等中等教育局長通知） https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf **17**

効果的な学習保障のための学習指導の具体的方策

次年度以降を見通した教育課程編成

最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関して、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、**次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することを可能とする特例について、令和2年8月13日に告示。**

《参考通知》令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）（令和2年8月13日初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20200813-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

学校の授業における学習活動の重点化

学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、**学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することの留意事項について、令和2年6月5日に第1報、7月17日に第2報を通知。**

《参考通知》学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（第2報）（通知）（令和2年7月17日初等中等教育局教育課程課長・教科書課長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20200717-000007000-mxt_kyoiku01_1.pdf

各教科書発行者のHPにおいて

- ・学校の授業以外の場において行うことが考えられる学習活動
 - ・感染症対策の観点から指導順序の変更が考えられる学習活動
- を教科書ごとに示した年間指導計画参考資料を提示。

各教科書発行者のHPにおいて、令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）（令和2年8月13日初等中等教育局長通知）

令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」を踏まえ、令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）

令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）

各教科書発行者のHPにおいて、令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）（令和2年8月13日初等中等教育局長通知）

令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」を踏まえ、令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）

令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）

各教科書発行者のHPにおいて、令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）（令和2年8月13日初等中等教育局長通知）

令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」を踏まえ、令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）

令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）



臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について



新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない児童生徒※に対する学習指導

※臨時休業中又は学校再開後においてやむを得ず登校できない児童生徒

学校は指導計画を踏まえながら適切な家庭学習を課し、教師の学習指導や状況把握と組み合わせることで可能な限り学習を支援



指導計画を踏まえて学校が課す家庭学習

- ・教科書 ・学校が作ったプリント ・テレビ放送
 - ・ICT教材や動画 ・テレビ会議システム
- などを組み合わせて活用

+



教師による学習指導や状況把握

- ・電話の活用 ・電子メールやFAXの活用
 - ・パソコンやタブレット端末等による学習履歴の確認
 - ・テレビ会議システム等を活用したオンラインでの確認
 - ・家庭訪問 ・登校日の設定 など
- ※地域の感染状況等を踏まえ適切に判断



子供の学び応援サイト

文部科学省において開設
家庭学習で活用できる教材や動画をまとめて掲載



児童生徒に登校できるようになった後における学習指導

学校において、学習の遅れを補うため可能な限りの措置を講じるとともに、休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価



学校において可能な限りの措置を講じる

- ・補充のための授業 ・教育課程に位置付けない補習
- ・家庭学習を適切に課す など

※その際、例えば以下の方法が考えられる。

- ・時間割編成の工夫 ・学校行事の精選
- ・長期休業期間の短縮 ・土曜日に授業を行う

※なお、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合でも、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない。

↑ 教員加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について
退職教員等の協力も得つつ追加配置

+



休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価

- ・やむを得ず登校できなかった日数は「欠席」とはならない
- ・学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映

※休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えた特例的な措置

一定の要件の下で学校が課した家庭学習の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができる。（授業で扱わない場合でも、学習内容の定着が不十分な児童生徒がいる場合には、別途個別の補習、追加の家庭学習を適切に課すなどの措置を講じる。）



- ・補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等によるサポート
- ・臨時休業等が児童生徒の不利益とならない取扱いの実施

《参考通知》新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）（令和2年4月10日 19
初等中等教育局長通知） https://www.mext.go.jp/content/20200410-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



国全体の学習保障に必要な人的・物的支援

学習内容の定着のための教材を作成

○小学校6年生・中学校3年生の1学期頃までの学習内容の振り返りのための教材の作成・配布

最終学年であり学習内容の確実な定着が必須の小学校6年生及び中学校3年生を対象にして、**国語、算数・数学、英語の1学期頃までの学習内容について**、学校での補習や復習での活用、生徒の自主学習での活用を想定した**振り返り教材**を作成し、7月に各教育委員会等へ送付。





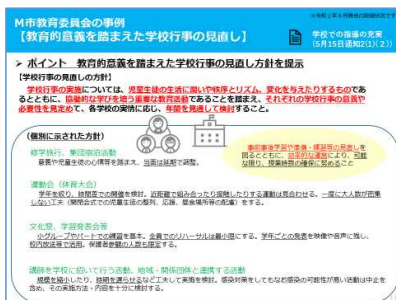
児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例

○新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例の収集と公表

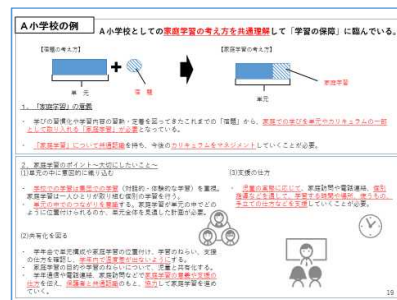
「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」（令和2年5月15日文部科学省初等中等教育局長通知）に基づく実際の取組事例について、主にカリキュラム・マネジメントアドバイザーが教育委員会や学校から収集した情報をまとめた事例集（第一弾、第二弾）を公表。

各学校の取組事例

- 教育活動を進める際の学校の方針の共有
- 教育課程の編成と学級活動の重点化
- 教育課程の再編成や学習の重点化の工夫
- 感染予防に配慮した学習活動の充実
- ICTを活用した学習保障に向けた取組



【第1弾：令和2年6月30日】



【第2弾：令和2年7月31日】



各教育委員会の取組事例

- 教育課程の方針の検討や保護者への周知支援
- 各学校のカリキュラム・マネジメントを支援
- 教師に分かりやすい形でのリーフレットの作成・提示
- 「学びの保障」を意識した時間割編成の工夫
- 教育的意義を踏まえた学校行事の見直し

21



子供の学び応援サイトを開設し、自宅等で活用できる教材や動画を配信

「子供の学び応援サイト」 https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

- 令和2年9月22日現在、リンク数400以上、延閲覧回数527万PV以上
- 官邸ホームページや文部科学省ホームページ、Facebook、twitter、LINE及び都道府県教育委員会等から周知



(掲載コンテンツ例)

<NHK for School>



<京都教育大学オフィシャルYoutube>



小1_時刻と時間_定義 (日本語版)

▷「子供の学び応援サイト」
トップページQRコード



<さいたま市教育委員会家庭学習支援動画>



<長野県教育委員会家庭学習支援動画>



22

(概要)

- 学びを段階的に再開する学校や、すでに再開した学校においては、感染拡大のリスクを最小限にするため学校における感染症対策を強化するとともに、分散登校等の積極的な活用と家庭学習を組み合わせることにより、子供たちの学習保障等に万全を期す必要がある。
- 各学校が、段階的な学校再開に際して学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするために、新たな試みを実施するに当たり、**校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を国が緊急的に措置する。**
 - ➡ 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 ➡ 補助率：公立・私立（1/2） 国立（10/10）
※地方負担分は、地方創生臨時交付金により充当予定
 - ➡ 交付額：地域の感染状況、学校規模等に応じ **1校当たりの上限額（100万～300万円程度＊感染状況等に応じて加算あり）の範囲で、学校長等が支援メニューから自由に選択可能**

段階的な学校再開に対応する学校現場への支援メニュー

学校における感染症対策等への支援

■ 新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な経費

- ☞ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ☞ 特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、集団で検温を実施する場合に必要なサーモグラフィー等の購入経費
- ☞ 教室における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター等の購入経費
- 夏季における学校給食実施に必要な経費
 - ☞ 従来の夏季休業期間に学校給食を実施する場合に必要な調理員の熱中症対策に必要な経費

子供たちの学習保障の取組への支援

■ 児童生徒の学びの確実な定着のために必要な経費

- ☞ 特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びのために必要な経費
- 家庭との連絡体制強化に必要な経費
 - ☞ 家庭等との連絡や、保護者等からの問い合わせ対応のため、臨時的な学校電話機の増設、学校における連絡体制の強化に必要な経費
- 空き教室等の活用に必要な経費
 - ☞ 教室における3密対策として、空き教室等を活用して授業を実施する場合に必要な備品等の購入経費

23

各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について【概要】

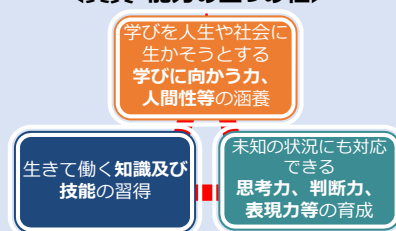
各教科等の指導におけるICT活用の基本的な考え方

新学習指導要領に基づき、**資質・能力の三つの柱をバランスよく育成**するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる**ことが重要。

【留意点】

- 資質・能力の育成により効果的な場合に、ICTを活用する。
- 限られた学習時間を効率的に運用する観点からも、ICTを活用する。

<資質・能力の三つの柱>



各教科等における1人1台端末の活用例

国語

録画機能を活用して、スピーチをよりよいものとする

- ・タブレット型端末等を使って、スピーチの様子を録画し、観点に沿って振り返ることで課題を見つけ、改善する

書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる

- ・文章作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言し合う
- ・文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する



社会、地理歴史、公民

国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合したりして、深く分析する

- ・各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、情報を読み取る
- ・分析した情報を、プレゼンソフトでわかりやすく加工して発表する



(国土交通省HPより引用)

理科

観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する

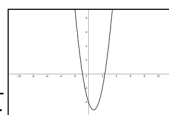
- ・観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める
- ・観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する
- ・シミュレーションを活用して、観測しにくい現象を可視化し、理解を深める



算数、数学

関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する

- ・画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する
- ・正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して正多角形の作図を行う



(二次関数の特徴を考察)

※一斉学習における学習課題等の大型提示装置を活用した効果的・効率的な提示・説明などのICTの活用も、引き続き重要である
 ※災害や感染症の発生等により学校の臨時休業等が行われる場合においても、ICTを活用した家庭学習により、児童生徒の学びの保障が可能になる



24

音楽、図画工作、美術、工芸、書道

表現の可能性を広げたり、鑑賞を深めたりする

- ・タブレットPCやソフトウェアを活用した、リズムづくりや動く工作、アニメーションの制作など、表現の可能性を一層広げる
- ・各自が曲の興味のあるところを繰り返し聴くなどして、よさや美しさを味わうことや、ネットワークなどを活用して作品などについて感じたことや考えたことなどを共有する



家庭、技術・家庭

アイデアを可視化したり、実習等を振り返ったりすることで、問題解決を充実する

- ・動画等で実習・調査等を振り返り、評価・改善する
- ・3D CADを活用して設計を最適化する



情報

実習で、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを積極的に活用し、アウトプットの質と量を高める

- ・情報を統計的に処理して判断する
- ・活動や情報技術を活用して問題解決をする

生活科、総合的な学習（探究）の時間

振り返りや表現に活用し、活動への意欲を高める（生活科）

- ・対象の拡大提示や記録した情報の伝え合いから興味関心や意欲を高める
- ・取組を映像で客観的に振り返り、自ら実感しにくい活動のよさに気付く

情報の収集・整理・発信による探究の質的向上を図る（総合）

- ・実社会から多様な方法で集め、蓄えた情報から課題を設定する
- ・インターネット、電子メール、WEB通信アプリ等を活用した取材
- ・蓄積したデータから必要な情報を取捨選択し、ソフト等を用いて分析
- ・プレゼンテーション、サイトによる発信など、再構成した情報を幅広く伝える

特別支援

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用
障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにICTを活用

体育、保健体育

記録をデータ管理し、運動への意欲をもち、新たな課題設定に役立てる

- ・データ管理したこれまでの自己の記録を比較することで、伸びを実感したり新たな課題を設定したりする
- ・ゲームの様子を撮影した動画を見返し、次のゲームに向けての作戦を考える



外国語

海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信力を高める

- ・一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う
- ・ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める



特別の教科 道徳

道徳性を養うための学習活動における効果的な活用

- ・子供が自分の考えを端末に入力し、共有して他者の考えを知りながら、それぞれの考えの根拠に基づき議論することで、多面的・多角的に考える
- ・子供が議論を通して道徳的価値の理解を深めた後、自己を見つめて考えを端末に入力し、教師がそれを把握、整理して、全体に共有する

特別活動

集団や自己の生活上の課題を解決する（学級活動・ホームルーム活動）

- ・生活場面を撮影するなど、必要な情報を収集し、学校生活や社会の問題を見いだす
- ・個人の意見を表明し意見を分類・整理する
- ・解決方法を集団として合意形成、個人として意思決定する
- ・実践を撮影して共有し、振り返りを次の課題解決につなぐ

令和元年度「英語教育実施状況調査」の結果と今後の取組について

※令和元年12月時点で、全国の公立小中高等学校及び教育委員会を対象に実施。

結果

生徒の英語力、授業改善等の指標のいずれも改善されており、地域差はあるものの、全体としては各学校・教育委員会の取組が成果を出しつつある。

小学校

- 専科指導、ALTの人数・授業に入る割合が増加
- 専科指導を行う教師の多くが複数校や中学校を兼務

学級担任、専科指導担当教師、ALT等の役割の理解を深めつつ、それぞれが効果的に力を発揮できるようにすることが必要。

中学校・高等学校

- 生徒の英語力指標※は着実に上昇。
(中42.6→44.0%、高40.2→43.6%)
※中学校3年でCEFR A1(英検3級等)、高校3年でA2(準2級以上等)の生徒の割合
- 教師の英語力も上昇。(中36.2→38.1%、高68.2→72.0%)
- 言語活動、教師の英語使用などの割合が改善。
高校で学年が上がるにつれて下がる傾向も改善の兆しあり。
- ▲小中連携の実施が一部地域で十分徹底されず。
- ▲高校における「話すこと」「書くこと」のパフォーマンステストの実施状況は、上昇はしているが、まだ十分ではない。

相対的に生徒の英語力が高い学校・地域では、以下の割合が高い傾向。
・言語活動の実施割合、
・「話すこと」「書くこと」のパフォーマンステストの実施状況、
・ICTの活用割合
・小中連携の実施割合 など
→**学習指導要領の趣旨を着実に実現している地域では、生徒の英語力を高めることにつながっている**

全体

- 全学校種でICT機器を活用した取組の割合が上昇。

コロナ下における新たな課題

- ・三密を回避しながらの言語活動の充実
- ・臨時休業中の学習保障へのICT活用
- ・集合研修の実施が困難な中で教師の指導力向上
- ・入国制限によるALT来日への遅れ など

対応

学習指導要領を踏まえた英語力向上の取組を、新型コロナ対応や働き方改革も踏まえながら、止めることなく持続可能な取組としていく。

文科省の支援

引き続き、各都道府県・指定都市が「英語教育改善プラン」を作成し行う取組に対して支援を行う。特に、今回の調査結果を踏まえ、

○教師が学び続けることのできる機会を充実：

学習指導要領のポイント、指導方法や評価について**教師がオンラインで学べる環境**を作る。

オンライン研修実証事業、外国語の専門人材育成事業、JET-ALT来日研修のオンライン実施、YouTube MEXTchannelを使った授業実践例の配信等。

○児童生徒がICTを活用した学習の促進：

日常的にICTを活用した言語活動、国際的な交流や、授業外での自律的な学習を行うことを通して、英語力向上を図ると同時に、非常時においても効果的にICTを活用した「**学びの保障**」につなげる。

GIGAスクール構想によるICT環境整備に合わせて、具体的な実践事例をもとに参考資料や動画などを通じた共有等を実施。

○学習評価の改善支援：

小中学校の学習評価の参考資料の公表と、動画等による解説を配信中。

「話すこと」「書くこと」のパフォーマンス評価を含めた**高等学校の学習評価の参考資料を作成中**。

※各学校が新型コロナ対応の学習保障に取り組むことを優先するため、令和2年度は、学校を対象とした調査は実施しない。元年度調査の追加分析資料等の提供を行うとともに、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等との情報交換等を通して実態を把握する。

27

小学校における外国語教育の指導体制の充実

新学習指導要領全面実施に向けた取組

小学校外国語教育の特性を踏まえ、各学校の実態に応じて、**学級担任による指導と一定の英語力を有した教員による専科指導を両輪として活かす**。専科加配を効果的に活用するとともに、英語教育推進リーダーや中核教員を中心に、校内研修や授業準備等を推進。

中期的な方向性

小学校教員全体の外国語指導力の向上を図るとともに、**専科指導を担当できる一定の英語力を有し、より質の高い英語教育を行うことができる人材の採用も計画的に進める**

小学校の外国語教育の特性を踏まえた質の高い授業の実施

- 英語による言語活動を通じた指導 ○音声中心の学習から段階的に読むこと、書くことにも慣れ親しむ ○中学校への円滑な接続
- 国語や我が国の文化についても理解 ○児童の不安を取り除き、失敗を恐れない雰囲気づくり ○各教科等の学習との関連付けなど



JET-ALTの活用のお願ひ



- ・地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び（財）自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下に、外国人青年を招致する事業です。
- ・JETプログラムによりALTを任用する地方公共団体に対して以下の通り普通交付税措置を行っています。JET-ALTの生活や活動を支援するプログラムコーディネーターの配置についても特別交付税措置があります。

- 都道府県：JET参加者の任用に要する経費について、普通交付税措置（※）
（例）・標準団体（人口170万人）の場合約2億4千万円（JETプログラムコーディネーターに係る経費の地方交付税措置含む）
：私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について特別交付税措置
（算定：地方単独事業で一人上限590万円×0.5）
- 市町村：JET参加者の任用に要する経費について、JET参加者数に応じた額が普通交付税措置
（例）・標準団体（人口10万人）の場合：120万円 + （JET参加者数×482万円）
：JETプログラムコーディネーターに係る経費について特別交付税措置
（算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5）

労働者派遣法等に基づく適切な契約について

契約によるALTの活用を行う場合（JETや直接任用でない場合）には、
「担当教員がALTに対して、指導内容や授業の進め方に係る具体的な指示や改善要求、
ALTの行う業務に関する評価を行う場合は、いずれも請負契約で実施することができないことなど、
労働者派遣法等に基づいた適切な運用を行うよう、引き続き周知の徹底をお願いします。

【参照】

- ・「外国語指導助手の契約形態について」（平成17年2月17日付 初国教第121号）
- ・「外国語指導助手の請負契約による活用について」（平成21年8月28日付 初国教第65号）
- ・「外国語指導助手の請負契約による活用について（業務内容の確認及び外国語会話の実演）」（平成26年8月27日付 初国教第92号）

31

ALT来日時研修コンテンツ（準備中）



通常のJET-ALT来日時研修に替わり、14日間の防疫措置期間中に受講ができるよう、研修を計画しコンテンツを作成中
→動画等は教育委員会等においても活用可能とするため、**11月以降、文部科学省・外国語教育ホームページでも公開予定**



1. 学習指導要領、ALTの役割の理解

我が国の教育制度、新学習指導要領のポイント、教師・ALTの役割等について**教科調査官が説明**。

ALTが実際に参画している授業動画に合わせて、授業で大切にしたいポイントを具体的に解説。



2. 専門機関による指導研修と交流

動画を視聴と課題の提出、WEB会議アプリを活用し、ALT同士がコミュニケーションを取りながら、学びを深める研修プログラムを計画（専門機関委託予定）



3. 学校生活に関する理解とモチベーション向上

① 現場からのメッセージ

先輩ALTからのメッセージや、教師・児童生徒からのメッセージを動画で伝える

② 役立つ資料編

- ・「日本の小学生の一日」（日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Portニッポン））
- ・小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック ※ALTの役割に関する部分を英訳



32

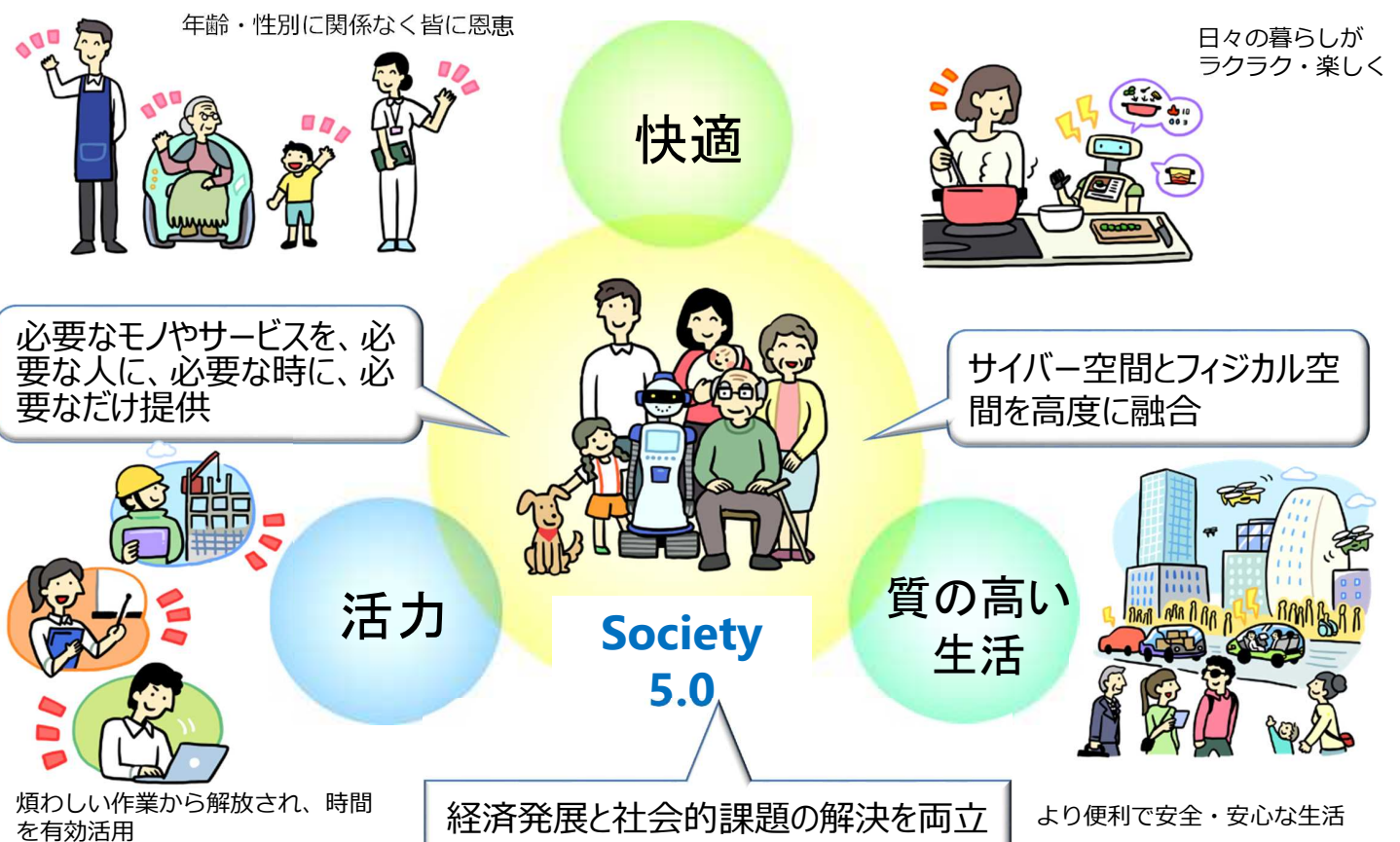
3

情報教育について

33

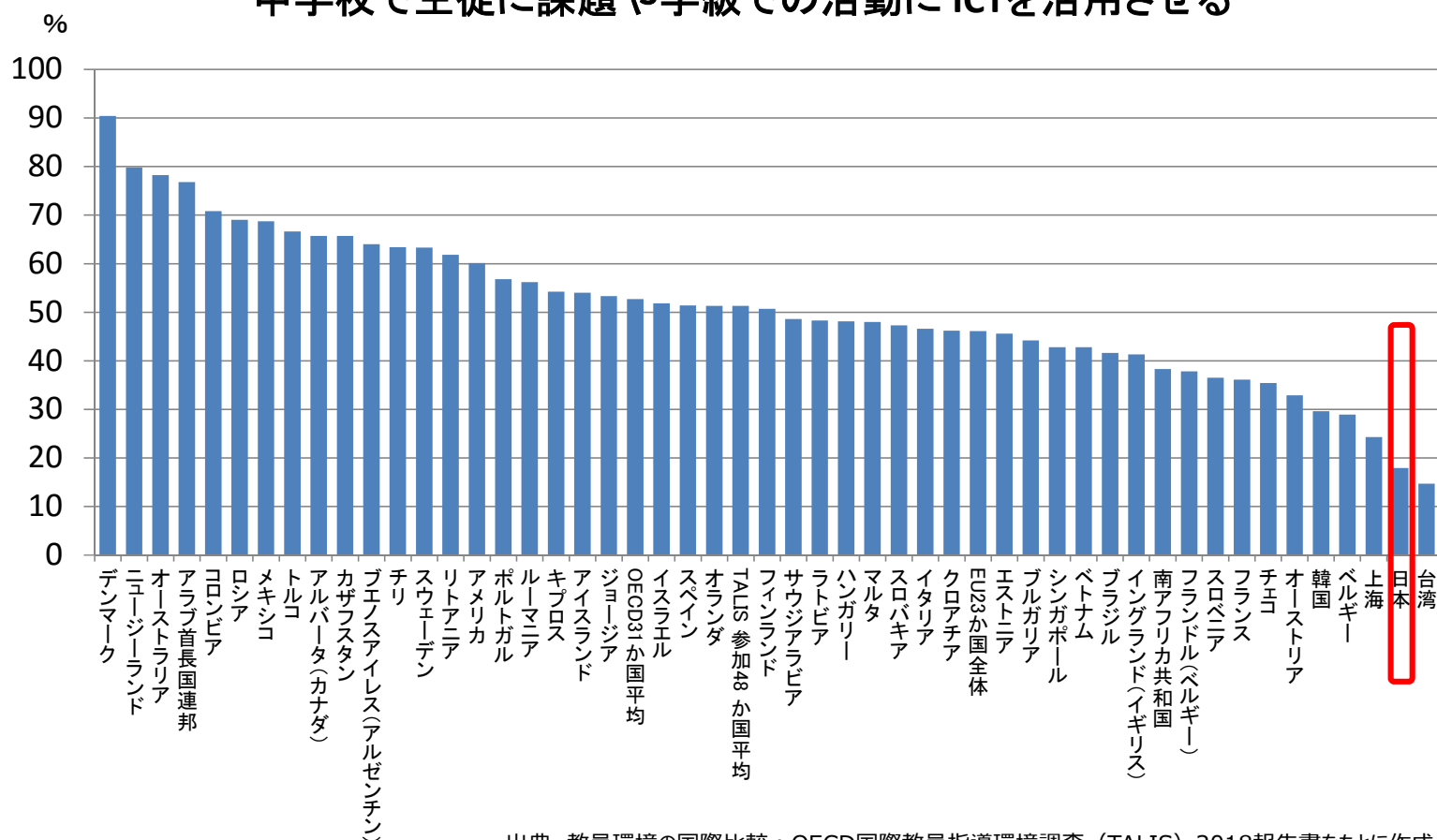
Society 5.0による人間中心の社会

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、5番目の社会



OECD/TALIS 2018年 教員環境の国際比較

中学校で生徒に課題や学級での活動に ICTを活用させる



出典 教員環境の国際比較：OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2018報告書をもとに作成

35

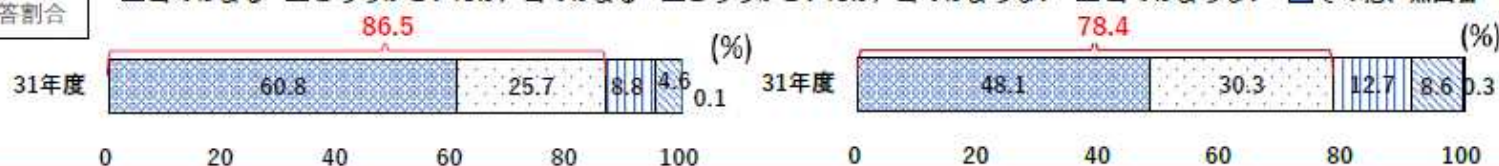
平成31年度全国学力・学習状況調査の結果（ICTを活用した学習状況）

【児童生徒質問紙】授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思いますか。（新規）

小学校

中学校

回答割合 □ 当てはまる □ どちらかといえば、当てはまる □ どちらかといえば、当てはまらない □ 当てはまらない ■ その他、無回答

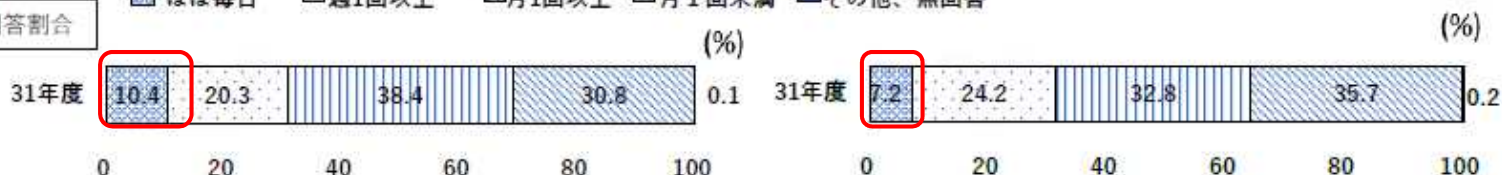


【児童生徒質問紙】前年度までに受けた授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使用しましたか。（新規）

小学校

中学校

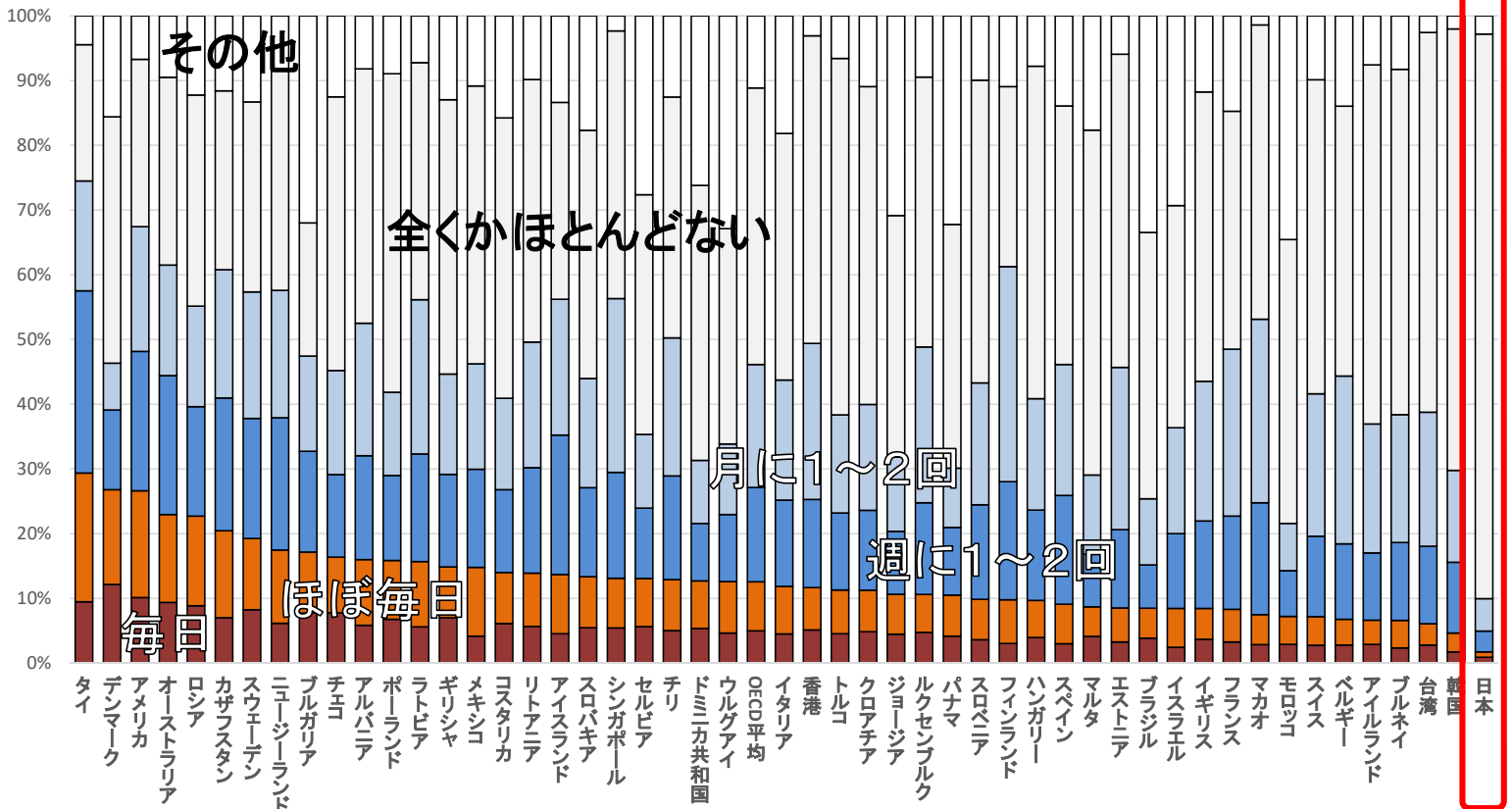
回答割合 □ ほぼ毎日 □ 週1回以上 □ 月1回以上 □ 月1回未満 □ その他、無回答



児童生徒のコンピュータなどのICT活用への関心が非常に高いことが浮き上がった一方で、各自治体における学校のICT環境整備が十分に進んでおらず、児童生徒の関心に応えられていない。

OECD/PISA 2018年 ICT活用調査

学校での使用頻度：ほかの生徒と共同作業をするために、コンピュータを使う



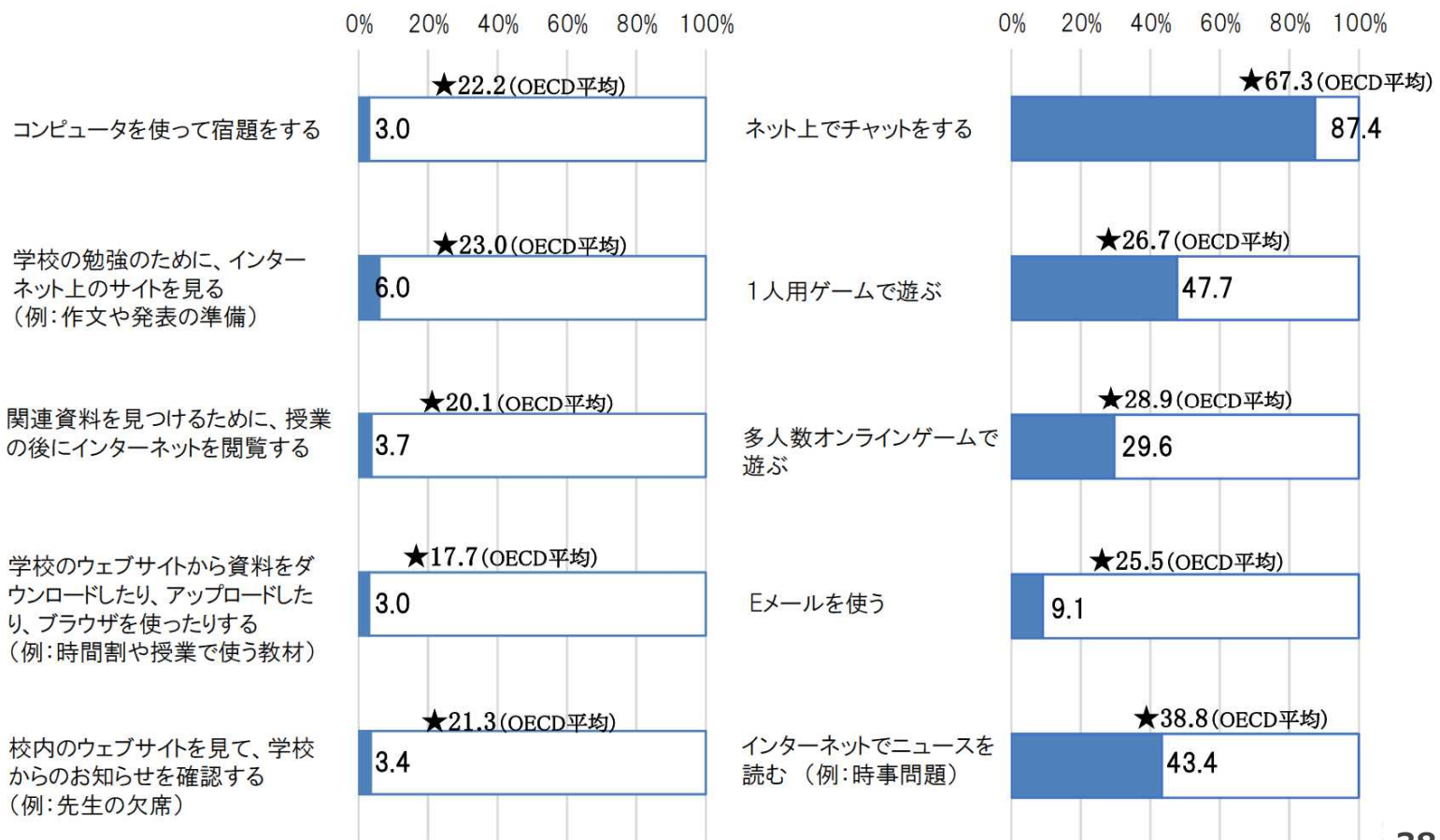
出典 OECD生徒の学習到達度調査(PISA2018)「ICT活用調査」

ICTを活用した学習に関する他の指標も軒並み最下位

37

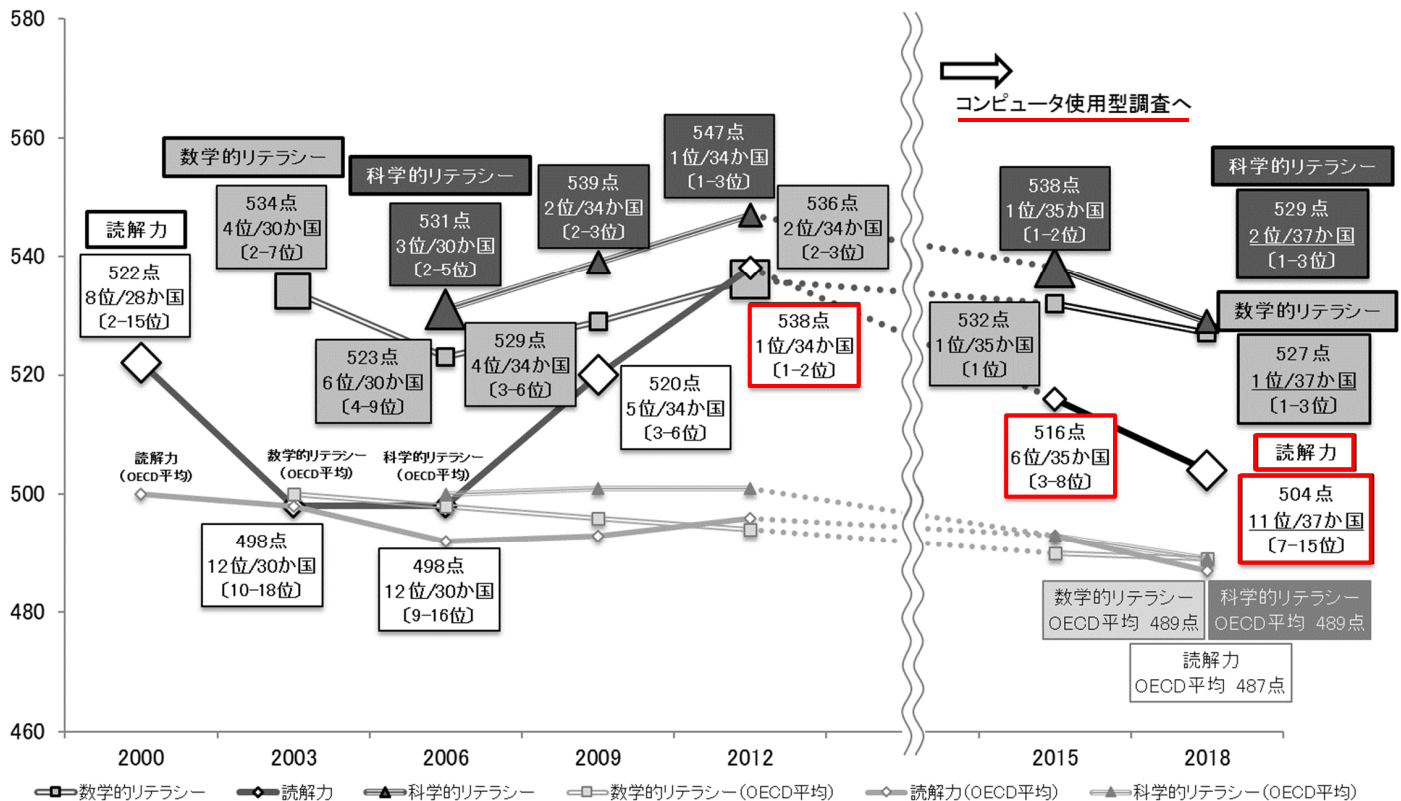
OECD/PISA 2018年 ICT活用調査

● 学校外での平日のデジタル機器の利用状況 (青色帯は日本の、★はOECD平均の「毎日」「ほぼ毎日」の合計)



OECD/PISA 2018年 生徒の学習到達度調査

- ・科学的リテラシー、数学的リテラシーは引き続き世界トップレベル。
 - ・読解力は、高得点のグループに位置するが、前回より平均得点・順位が有意に低下。
- ⇒コンピュータ画面上での長文読解の慣れなどの要因が複合的に影響した可能性。



国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査 (PISA2018) のポイント」より作成。

39

PISA2018における読解力

読解力の定義

自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと。

①情報を探し出す

- －テキスト中の情報にアクセスし、取り出す
- －関連するテキストを探索し、選び出す

②理解する

- －字句の意味を理解する
- －統合し、推論を創出する

③評価し、熟考する

- －質と信ぴょう性を評価する
- －内容と形式について熟考する
- －矛盾を見つけて対処する

コンピュータ使用型調査（2015年調査より）

操作例

- 長文の課題文をスクロールして読む
- キーボードで解答入力（ローマ字入力）
- 複数の画面で課題文を提示（Webリンクのクリックやタブの切替えで他画面に移動）
- マウスによる解答選択、ドラッグ＆ドロップ操作で画面上の選択肢を動かして解答

調査設計

- 大問ごとに解答を完結する設計のため、解答が終わって次の問に進むと前の大問に戻れない。

読解力分野のコンピュータ使用型調査の特徴

- オンライン上の多様な形式を用いた課題文（投稿文、電子メール、フォーラムへの参加回答など）を活用（従来の小説、演劇の脚本、伝記、学術論文等に加えて）。
- 2018年調査は、全小問245題のうち約7割の173題がコンピュータ使用型調査用に開発された新規問題。日本の生徒にとって、あまり馴染みのない多様な形式のデジタルテキスト（Webサイト、投稿文、電子メールなど）や文化的背景、概念・語彙などが使用された問題の数が増加したと考えられる。

PISA2018における問題の一例

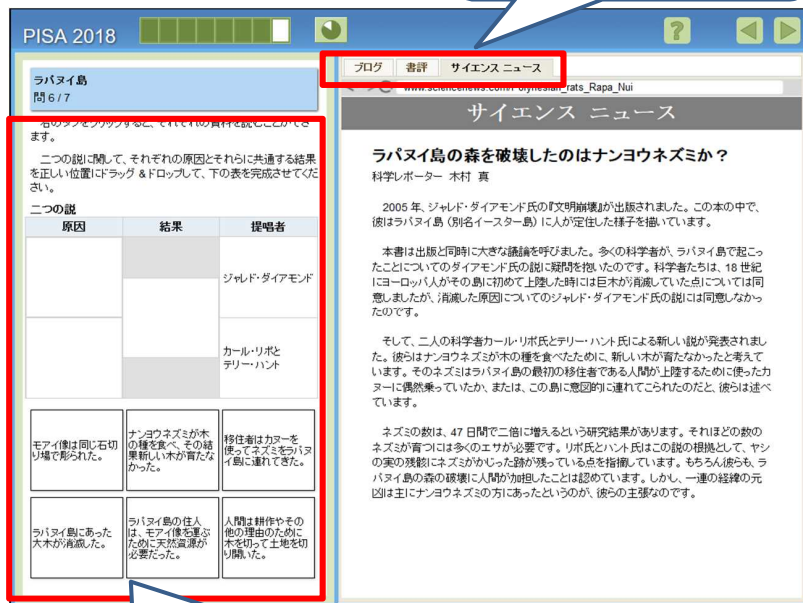
3種類の課題文で構成： ○大学教授のブログ ○書評 ○オンライン科学雑誌の記事

問1



問1 【測定する能力 ①情報を探し出す】
ある大学教授の**ブログ**を画面をスクロールして**読んだ上で**、教授がフィールドワークを始めた時期を選択して解答する。

問6



タブをクリックし、画面表示する課題文を選ぶ。

問6 【測定する能力 ②理解する】
2つの説に関する原因と結果を選択肢から選び、**ドラッグ&ドロップ操作により**それぞれ正しい位置に移動させ、表を完成させる。

41

新学習指導要領の情報教育・ICT活用に関するポイント

小学校：2020年度全面実施、中学校：2021年度全面実施、
高等学校：2022年度から年次進行で実施

小・中・高等学校共通のポイント（総則）

- **情報活用能力**を、言語能力と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付け
- **学校のICT環境整備**と**ICTを活用した学習活動の充実**を明記

小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）

- **小学校プログラミング教育の必修化**を含め、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を**充実**。
 - 小学校：文字入力など基本的な操作を習得、**新たにプログラミング的思考を育成**
 - 中学校：技術・家庭科（技術分野）において**プログラミングに関する内容を充実**
 - 高等学校：**情報科**において**共通必修教科目「情報Ⅰ」を新設**し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習

42

ICT活用に関する基本的な操作等の習得について

小学校学習指導要領において、

- ・ 総合的な学習の時間の探究的な学習の過程において、「コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮する」こと
- ・ 「学習活動を円滑に進めるために必要な程度の速さでのキーボードなどによる文字の入力、電子ファイルの保存・整理、インターネット上の情報の閲覧や電子的な情報の送受信や共有などの基本的な操作を確実に身に付けさせるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施する」こととしている。

小学校学習指導要領解説（抜粋）

第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験(第1章第3の1の(3))

各教科等の学習においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用していくに当たっては、少なくとも児童が学習活動に支障のない程度にこれら情報手段の操作を身に付けている必要がある。

このため、小学校段階ではそれらの情報手段に慣れ親しませることから始め、学習活動を円滑に進めるために必要な程度の速さでのキーボードなどによる文字の入力、電子ファイルの保存・整理、インターネット上の情報の閲覧や電子的な情報の送受信や共有などの基本的な操作を確実に身に付けさせるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施していくことが重要である。

それとともに、文章を編集したり図表を作成したりする学習活動、様々な方法で情報を収集して調べたり比較したりする学習活動、情報手段を使った情報の共有や協働的な学習活動、情報手段を適切に活用して調べたものをまとめたり発表したりする学習活動などを充実していくことが重要である。

その際、総合的な学習の時間の探究的な学習の過程において「コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること」（第5章総合的な学習の時間第3の2(3)）とされていること、さらに国語科のローマ字の指導に当たってこのこととの関連が図られるようにすること（第2章第1節国語第3の2(1)ウ）とされていることなどを踏まえる必要がある。



43

各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について【概要】

各教科等の指導におけるICT活用の基本的な考え方

新学習指導要領に基づき、**資質・能力の三つの柱をバランスよく育成**するため、**子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる**ことが重要。

【留意点】

- 資質・能力の育成により効果的な場合に、ICTを活用する。
- 限られた学習時間を効率的に運用する観点からも、ICTを活用する。

<資質・能力の三つの柱>

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力、
人間性等の涵養

生きて働く知識及び
技能の習得

未知の状況にも対応
できる
思考力、判断力、
表現力等の育成

各教科等における1人1台端末の活用例

国語

録画機能を活用して、スピーチをよりよいものとする

- ・タブレット型端末等を使って、スピーチの様子を録画し、観点に沿って振り返ることで課題を見つけ、改善する

書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる

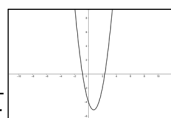
- ・文章作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言し合う
- ・文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する



算数、数学

関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する

- ・画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する
- ・正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して正多角形の作図を行う



(二次関数の特徴を考察)

社会、地理歴史、公民

国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合したりして、深く分析する

- ・各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、情報を読み取る
- ・分析した情報を、プレゼンソフトでわかりやすく加工して発表する



(国土交通省HPより引用)

理科

観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する

- ・観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める
- ・観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する
- ・シミュレーションを活用して、観測しにくい現象を可視化し、理解を深める



※一斉学習における学習課題等の大型提示装置を活用した効果的・効率的な提示・説明などのICTの活用も、引き続き重要である

※災害や感染症の発生等により学校の臨時休業等が行われる場合においても、ICTを活用した家庭学習により、

児童生徒の学びの保障が可能になる



44

音楽、図画工作、美術、工芸、書道

表現の可能性を広げたり、鑑賞を深めたりする

- ・タブレットPCやソフトウェアを活用した、リズムづくりや動く工作、アニメーションの制作など、表現の可能性を一層広げる
- ・各自が曲の興味のあるところを繰り返し聴くなどして、よさや美しさを味わうことや、ネットワークなどを活用して作品などについて感じたことや考えたことなどを共有する



家庭、技術・家庭

アイデアを可視化したり、実習等を振り返ったりすることで、問題解決を充実する

- ・動画等で実習・調査等を振り返り、評価・改善する
- ・3D CADを活用して設計を最適化する



情報

実習で、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを積極的に活用し、アウトプットの質と量を高める

- ・情報を統計的に処理して判断する
- ・活動や情報技術を活用して問題解決をする

生活科、総合的な学習（探究）の時間

振り返りや表現に活用し、活動への意欲を高める（生活科）

- ・対象の拡大提示や記録した情報の伝え合いから興味関心や意欲を高める

情報の収集・整理・発信による探究の質的向上を図る（総合）

- ・実社会から多様な方法で集め、蓄えた情報から課題を設定する
- ・インターネット、電子メール、WEB通信アプリ等を活用した取材
- ・蓄積したデータから必要な情報を取捨選択し、ソフト等を用いて分析
- ・プレゼンテーション、サイトによる発信など、再構成した情報を幅広く伝える

特別支援

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用
障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにICTを活用

体育、保健体育

記録をデータ管理し、運動への意欲をもち、新たな課題設定に役立てる

- ・データ管理したこれまでの自己の記録を比較することで、伸びを実感したり新たな課題を設定したりする
- ・ゲームの様子を撮影した動画を見返し、次のゲームに向けての作戦を考える



外国語

海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信力を高める

- ・一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う
- ・ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める



特別の教科 道徳

道徳性を養うための学習活動における効果的な活用

- ・子供が自分の考えを端末に入力し、共有して他者の考えを知りながら、それぞれの考えの根拠に基づき議論することで、多面的・多角的に考える
- ・子供が議論を通して道徳的価値の理解を深めた後、自己を見つめて考えを端末に入力し、教師がそれを把握、整理して、全体に共有する

特別活動

集団や自己の生活上の課題を解決する（学級活動・ホームルーム活動）

- ・生活場面を撮影するなど、必要な情報を収集し、学校生活や社会の問題を見いだす
- ・個人の意見を表明し意見を分類・整理する
- ・解決方法を集団として合意形成、個人として意思決定する
- ・実践を撮影して共有し、振り返りを次の課題解決につなぐ

小学校プログラミング教育に関する文部科学省及び未来の学びコンソーシアムの取組

新小学校学習指導要領において、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記（小学校プログラミング教育必修化）

文部科学省、未来の学びコンソーシアムの主な取組

○「小学校プログラミング教育の手引」

小学校プログラミング教育の円滑な実施に向け基本的な考え方などを分かりやすく解説

☞ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1403162.htm



○「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」

官民協働の「未来の学びコンソーシアム」において、「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」を立ち上げ、実践する際に参考となる情報を提供

☞ <https://miraino-manabi.jp/>



○小学校プログラミング教育に関する研修教材

小学校プログラミング教育に関する教師個人の自習・研究や校内研修等に活用できる研修教材（映像教材・テキスト教材）等を作成

☞ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1375607.htm



○みらプロ

企業と連携し、「プログラミングが社会でどう活用されているか」に焦点を当てた総合的な学習の時間における指導案を提供

☞ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1413655.htm



Scratch is a project of the Scratch Foundation, in collaboration with the Lifelong Kindergarten Group at the MIT Media Lab. It is available for free at <https://scratch.mit.edu>

中学校・高等学校における情報教育に関する取組

- 新中学校学習指導要領において、技術・家庭科（技術分野）において**プログラミングに関する内容を充実**。
- 新高等学校学習指導要領において、**情報科において共通必修修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習**。「情報Ⅱ」（選択科目）では、プログラミング等について更に発展的に学習。

中学校 技術・家庭科（技術分野）

現行学習指導要領	新学習指導要領
D 情報に関する技術	D 情報の技術
(1) 情報通信ネットワークと情報モラル	(1) 生活や社会を支える情報の技術
(2) デジタル作品の設計・制作	(2) ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決
(3) プログラムによる計測・制御	(3) 計測・制御のプログラミングによる問題の解決
	(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方

高等学校 情報

現行学習指導要領	新学習指導要領
社会と情報 情報機器や情報通信ネットワークの適切な活用、情報化が社会に及ぼす影響の理解等を重視	情報Ⅱ 「情報Ⅰ」の基礎の上に 選択履修
情報の科学 情報や情報技術の活用に必要な科学的な考え方、情報社会を支える情報技術の役割の理解等を重視	情報Ⅰ 全ての生徒が 共通必修
いずれか1科目を選択必修 ※ ※「情報の科学」を履修する生徒の割合は約2割（約8割の生徒は、高等学校でプログラミングを学ばずに卒業）	全ての生徒が、プログラミングやモデル化・シミュレーション、ネットワーク（関連して情報セキュリティを扱う）とデータベースの基礎等について学ぶ。

円滑な実施に向けて

●中学校技術・家庭科（技術分野）内容「D 情報の技術」におけるプログラミング教育実践事例集

指導の充実を図るため、

- (1) 生活や社会を支える情報の技術
 - (2) ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決
 - (3) 計測・制御のプログラミングによる問題の解決
- の項目における優れた取組を掲載。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00617.html



●高等学校情報科「情報Ⅰ」教員研修用教材

情報科担当教員の指導力向上を推進するため、都道府県等の研修や担当教員が個人で活用できるよう、ワークシート・サンプルコード・サンプルデータなどを掲載。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416746.htm



- 免許外教科担任の縮小に向けた指針の作成・周知
- 教員研修用教材の作成、情報教育関係教科における免許外教科担任を減少に向けた調査研究等について令和2年度政府予算に必要な経費を計上。

47

情報モラル教育の一層の充実に向けて

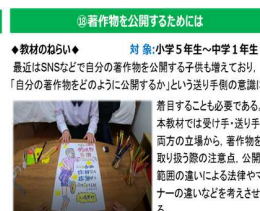
携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じている。

児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要

※学習指導要領において、**情報活用能力（情報モラルを含む）を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け**

1. 教師用指導資料の改訂や動画教材の改善・充実

『情報社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～』（平成25年度、27年度、30年度、令和元年度）
 ・すぐに授業に活用できるようモデル指導案、ワークシート例、アンケート例等を添付



文部科学省ホームページにて18の動画教材と指導の手引きを公開
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm

2. 児童生徒向けリーフレットの作成・配布

『ちょっと待ってスマホ時代のキミたちへ』（小学校低学年用、小学校高学年・中学生用、高校生用）
 ・令和元年度は小学3年生、6年生全員に配布
 ・教育委員会を通じて全学校に1部ずつ配布



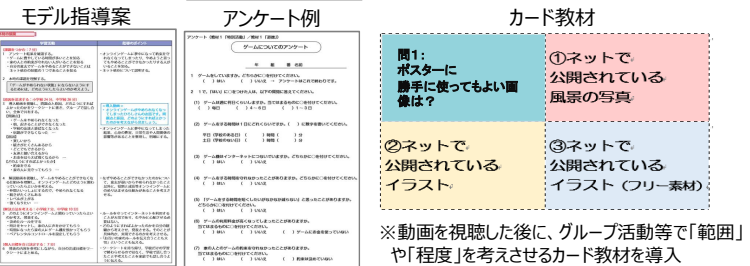
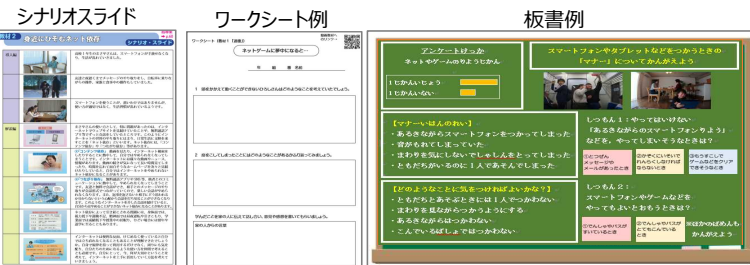
3. 情報モラル教育指導者セミナーの実施

- ・対象は各学校において情報モラル教育を推進するに当たり中核となる教員等
- ・令和元年度は全国4か所で開催し、238名が受講

文部科学省では、学校における情報モラルに関する指導の一層の充実を図るため、教師が指導する際に役立つ児童生徒向けの動画教材と手引書を作成しております。令和2年には、インターネットやスマートフォン利用者の低年齢化を踏まえ、新たに2本の動画教材を作成しました。

本教材の構成

- ◆動画教材（導入編・解説編）
- ◆手引書（シナリオスライド・モデル指導案・板書例・ワークシート例・アンケート例・カード教材）



動画教材

5つのテーマに対応した18の動画教材
(令和2年に作成した動画については右記①⑭⑮、
平成26年、平成28年、平成31年に作成した動画については裏面参照)

※動画教材と手引書は下記ホームページ「情報モラル教育の充実」に掲載しております。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm



⑬スマートフォンやタブレットなどの利用マナー

◆教材のねらい◆

対 象:小学1年生～小学4年生

スマートフォンやタブレットなどの利用者の低年齢化に伴い、使いすぎとともに問題となるのが、歩きながらのスマートフォン利用、



音漏れ、迷惑な写真撮影などの「マナー」の問題である。本教材では、他者のマナー違反を考えることで、スマートフォンやタブレットなどの利用マナーについて児童自身に考えさせる。

⑭著作物を公開するためには

◆教材のねらい◆

対 象:小学5年生～中学1年生

最近はSNSなどで自分の著作物を公開する子供も増えており、「自分の著作物をどのように公開するか」という送り手側の意識に



着目することも必要である。本教材では受け手・送り手両方の立場から、著作物を取り扱う際の注意点、公開範囲の違いによる法律やマナーの違いなどを考えさせる。

(参考) 平成26年・平成28年・平成31年作成動画教材

平成26年作成8本 平成28年作成6本 平成31年作成2本

小学1年生～小学4年生 小学5年生～中学1年生 中学2年生～高校3年生

ネット依存

過度なインターネットの利用(コンテンツ視聴やゲーム、SNS等)が生活習慣に支障を来すなど、日常生活に与える影響について考える。



ネット被害

ネット詐欺・不正請求、コンピュータウイルスの感染など、インターネットの利用を通じて、児童生徒がこれまでに被害に巻き込まれている。



SNS等のトラブル

スマートフォンやSNS等の新たな情報通信技術の利用を通じたトラブルについて、相手とのやり取りの中で発生する問題について考える。



情報セキュリティ

IDとパスワードをはじめ、インターネット上で自身や他者の情報を守る時に必要となる情報セキュリティの問題について考える。



適切なコミュニケーション

相手や状況に応じて、コミュニケーション手段を適切に選ぶことや相手への思いやりが必要であることを理解し、よりよい関係のあり方を考える。



ICT支援員について

<ICT支援員の役割>

学校における教員のICT活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートすることにより、**ICTを活用した授業等を教師がスムーズに行うための支援**を行う。

<ICT支援員配置>

・「教育のICT化に向けた環境整備5ヶ年計画」(2018～2022年度)に基づき、4校に1人の割合で**ICT支援員を配置できる経費について地方財政措置が講じられている。**

・地方公共団体で配置されているICT支援員の数は平成30年度末で**約2,300人※**

※ただし、ICT支援員の事務を、業務委託契約により実施している地方公共団体においては、ICT支援員の人数を把握できないものもある。

<ICT支援員の必要性>

新学習指導要領に即した学びを実現していくためにはICTの活用が重要

- ・ICTを活用した教育を推進するためには、教師をサポートするICT支援員が重要な役割を果たす。
- ・ICT環境整備の状況や教員のICT活用指導力は自治体ごとに異なっており、自治体の状況に応じてICT支援員に求められる能力も多様化している。

<ICT支援員の具体的な業務例>

- ①**授業支援**(授業計画の作成支援、ICT機器の準備、操作支援等)
- ②**校務支援**(校務支援システムの操作支援、HPの作成・更新、メール一斉送信等の情報発信の支援等)
- ③**環境整備**(日常的メンテナンス支援、ソフトウェア更新、学校や地域ネットワークセンター等のシステム保守・管理、ネットワークのトラブル対応、ヘルプデスク等)
- ④**校内研修**(研修の企画支援、準備、実施支援等)



<ICT支援員の配置促進に向けて>

- 各種会議、研修においてICT支援員の必要性等について説明することで配置を促進
- ICT支援員の配置促進のための概要資料を作成・周知
- さらに、雇用形態や活用状況等の調査研究を行い、自治体がICT支援員を配置する際に参照、活用できる「**雇用・活用モデル**」を提供し、配置の促進を図るための経費を令和2年度予算に計上。(情報教育指導充実事業41百万円の一部)

51

ICT活用に係る研修動画等について

独立行政法人教職員支援機構のオンライン研修「校内研修シリーズ」にて、学校におけるICTを活用した学習場面に係る動画等を作成・公表

NITSのオンライン講座

20分で学べる1校1校にも活用できる!!

NITSのオンライン講座

全国の学校教育関係者に需要の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるよう「校内研修シリーズ」を始め、演義動画などの研修教材を提供しています。

NITS 校内研修シリーズ 検索

校内研修で活用する例

研修の冒頭で視聴し、それをふまえた演習を行う流れが可能です。

20分

NITSオンライン講座

40分

演習

発表・まとめ

個人で活用する例

スマホやタブレットのQRコードアプリで読み込んでアクセス。

校内研修シリーズのコンテンツ例

教科指導におけるICTの活用

教員が

児童生徒が

学習の手順を教える

情報の収集

協働での意見整理

個別学習:表現・制作

No37: 学校教育の情報化 (東京学芸大学 准教授 高橋純)

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/037.html>

学校におけるICTを活用した学習場面

A 一斉学習

神話や実情等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して、分かりやすく説明することにより、生徒の理解・関心を高めることが可能となる。

A1 教員による教材の提示

画面の拡大提示や書き込み、音声・動画などの活用

B 個別学習

デジタル教材などの活用により、自分のペースで学習することが容易となる。また、一人一人の学習進度を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。

B1 個人で読む学習

一人一人の学習の進度等に合わせた学習

B2 調査活動

インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録

B3 思考を深める学習

シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習

B4 表現・制作

マルチメディアを用いた資料、作品の制作

B5 家庭学習

情報端末の持ち帰りによる家庭学習

C 協働学習

タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他校・海外の学校との交流学習において子供同士の意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。

C1 発表や話し合い

グループや学級全体での発表・話し合い

C2 協働での意見整理

複数の意見・考えを整理して整理

C3 協働制作

グループや学級、協働による作品の制作

C4 学校の壁を超えた学習

遠隔地や海外の学校等との交流授業

※「学びのイノベーション事業」(実証研究報告書(平成30年度)より)

※令和2年度リリース版

No76: 学校におけるICTを活用した学習場面

(放送大学 教授 中川一史)

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/076.html>

令和2年度中に文部科学省にて各教科等の指導におけるICT活用に係る研修動画を作成・公表予定

52

GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用に関する研修の充実

1人1台環境における教員のICT活用指導力の向上に向けて、オンラインでも活用できるコンテンツの作成や、ICT活用教育アドバイザーによる支援を行い、研修の充実を図る。

対面型研修
これまでの研修



オンライン型研修
これからの研修（イメージ）



文部科学省の取組

- 教育の情報化に関する手引の公表
- 教職員支援機構における研修用動画の公表
(学校教育の情報化、学校におけるICTを活用した学習場面)



- YouTube「GIGAスクール」チャンネルにおける概要説明動画の公表



- R2年度教育の情報化指導者養成研修(教職員支援機構)を定員を設定せずオンラインで実施

令和3年度の実施に当たってはオンラインを中心に集合研修とのベストミックスの在り方を検討中。

◆各教科におけるICT活用に関する資料・動画の公表(令和2年度中)

◆民間企業等によるICT活用に関する資料等の情報提供(令和2年度中)

◆ICT活用教育アドバイザーによる研修の支援
(令和2年度中・令和3年度概算要求)
◆オンライン教員研修プログラムの作成
(令和3年度概算要求)

令和3年度概算要求
ICT活用教育アドバイザー等による整備・活用推進(2.6億円の内数)



研修内容・機会の充実を推進



✓ 校外研修



✓ 校内研修



✓ 自己研修

53

我が国の教育の今後の方向性 新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて

- 平成30年11月に公表した「柴山・学びの革新プラン」を踏まえ、先端技術の活用方策の具体化の検討を実施。教育再生実行会議の議論も踏まえつつ、令和元年6月25日に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の最終まとめを公表。
- ICTを基盤とした先端技術は、教師の活動を置き換えるものではなく、「子供の力を最大限引き出す」ために教師の役割や子供達の学習を支援・強化していくものである。そのために、①遠隔教育をはじめICTを基盤とした先端技術の効果的な活用の在り方と教育ビッグデータの効果的な活用の在り方、②基盤となるICT環境の整備を強力に推進。

～柴山・学びの革新プラン～

1. 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現
2. 先端技術の導入による教師の授業支援
3. 先端技術の活用のための環境整備



Society5.0
時代の教育

教育再生実行会議 第十一次提言

- **新たな学びとそれに対応した教材の充実**（全ての小・中・高等学校・特別支援学校等で遠隔教育を活用できるよう推進、スタディ・ログ等を活用した個別最適化された学びの実現に向けた実証研究の推進等）
- **新たな学びの基盤となる環境整備**（地財措置が講じられている学校のICT環境整備について、地方公共団体間で差が生じている要因分析と必要な対応、ICT機器等を費用を低減して調達するためのガイドブックの作成、クラウドサービスの普及を見据えた教育用ネットワーク環境の在り方の検討等）

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月25日）

① 先端技術の効果的な活用

- ✓学習指導要領の求める資質・能力を育成、深化し、子供の力を最大限引き出す効果的な活用の在り方が必要
- 先端技術の効果的な活用のための基本的考え方を提示
- 今後、基本的考え方の実証・精緻化を進め、「**学校現場における先端技術利活用ガイドライン**」を策定

教育ビッグデータ（スタディ・ログ等）
を活用した指導・支援

教育ビッグデータの収集

② 教育ビッグデータの効果的な活用

- ✓ICTを基盤とした先端技術を活用することで得られる教育にはビッグデータの効果的な収集・蓄積・分析が必要
- ✓教育ビッグデータの利活用の在り方の検討が必要
- 教育ビッグデータの現状・課題と可能性を整理
- 今後、**教育データの標準化と学習履歴（スタディ・ログ）等**の利活用の**具体的な在り方の検討**

③ 基盤となるICT環境の整備

- ✓学校のICT環境は、文房具と同様に教育現場において必要不可欠
- ✓一方、学校のICT環境が脆弱であること、地域間格差があることは危機的な状況

世界最先端のICT環境の実現に向け、ロードマップ策定と以下【1】～【4】の取組を推進

【1】SINETの初等中等教育への開放

- 初等中等教育の様々な局面で全国的なネットワーク活用を進め、自治体等による学校ICT環境整備全般を促進
- 初等中等教育と高等教育との交流・連携ネットワーク基盤として機能

【2】クラウド活用の積極的推進

- 技術の進展を踏まえ、クラウドを活用した安全・安価・柔軟な環境整備の促進に向けて、「**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**」の改訂

【3】安価な環境整備に向けた具体的モデルの提示

- 安価な環境整備のモデル例を示すとともに、今後、自治体にわかりやすい調達仕様書例を提供
- 関係業界に、安価な端末の大量供給について協力を要請

【4】関係者の意識の共有と専門性をもった人材の育成・確保のための取組の推進

- ICT環境の整備状況、ICT利活用状況等も含めた更なる「見える化」
- ICT活用教育アドバイザーや外部人材の活用、ICT活用に関する指導者の養成研修の充実等

55

教育の情報化に関する手引（追補版）の概要

作成趣旨

新学習指導要領においては、初めて「**情報活用能力**」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的にその育成を図るとともに、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、**情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実**が図られた。

新学習指導要領の下で**教育の情報化が一層進展するよう、学校・教育委員会が実際に取組を行う際に参考となる「手引」を作成。**

- ✓新学習指導要領のほか、現時点の国の政策方針・提言、通知、各調査研究の成果、各種手引、指導資料等に基づき作成
- ✓現行の手引の内容を全面的に改訂・充実するとともに、「プログラミング教育」「デジタル教科書」「遠隔教育」「先端技術」「健康面への配慮」などの新規事項も追加
- ✓各学校段階・教科等におけるICTを活用した指導の具体例を掲載

第1章 社会的背景の変化と教育の情報化

第2章

情報活用能力の育成

- これまでの情報活用能力の育成
- 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力
- 情報活用能力の育成のためのカリキュラム・マネジメント
- 学校における情報モラル教育

第3章

プログラミング教育の推進

- プログラミング教育の必要性及びその充実
- 小学校段階におけるプログラミング教育

第4章

教科等の指導におけるICTの活用

- 教科等の指導におけるICT活用の意義とその必要性
- ICTを効果的に活用した学習場面の分類例と留意事項等
- 各教科等におけるICTを活用した教育の充実
- 特別支援教育におけるICTの活用

第5章

校務の情報化の推進

- 校務の情報化の目的
- 統合型校務支援システムの導入
- 校務の情報化の進め方
- 特別支援教育における校務の情報化

第6章

教師に求められるICT活用指導力等の向上

- 教師に求められるICT活用指導力等
- 教師の研修
- 教師の養成・採用等

第7章

学校におけるICT環境整備

- ICT環境整備の在り方
- デジタル教科書やデジタル教材等
- 遠隔教育の推進
- 先端技術の導入
- ICT活用における健康面への配慮
- 教育情報セキュリティ

特別支援教育における教育の情報化

※各章において特別支援教育関係の記述をしている。

第8章 学校及びその設置者等における教育の情報化に関する推進体制

- 教育委員会及び学校の管理職の役割
- ICT支援員をはじめとした外部人材など、外部資源の活用

56



学校のICT環境整備に係る地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

市町村

小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額(単年度)を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

令和元年度補正予算・令和2年度第1次補正予算を合わせた全体像

GIGAスクール構想の実現

4,610億円 (文部科学省所管) 令和元年度補正予算額 2,318億円
令和2年度第1次補正予算額 2,292億円

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき 次世代の 学校・ 教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的に継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

新しいICT環境

クラウド

高速大容量
機密性の高い
安価なネットワーク



1人1台端末



家庭での活用

児童生徒の端末整備支援

- 「1人1台端末」の実現 **2,973億円**
国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等 令和元年度 1,022億円
国公立：定額(上限4.5万円) 令和2年度第1次 1,951億円
私立：1/2(上限4.5万円)

- 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 **11億円**
視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備 **1,367億円**

- 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援
加えて電源キャビネット整備の支援 令和元年度 1,296億円
令和2年度第1次 71億円
対象：国・公・私立の小・中・特支、高等学校等
公立、私立：1/2、国立：定額

GIGAスクールサポーターの配置 **105億円**

- 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT技術者の配置経費を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等 令和2年度第1次 105億円
国立：定額、公私立：1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

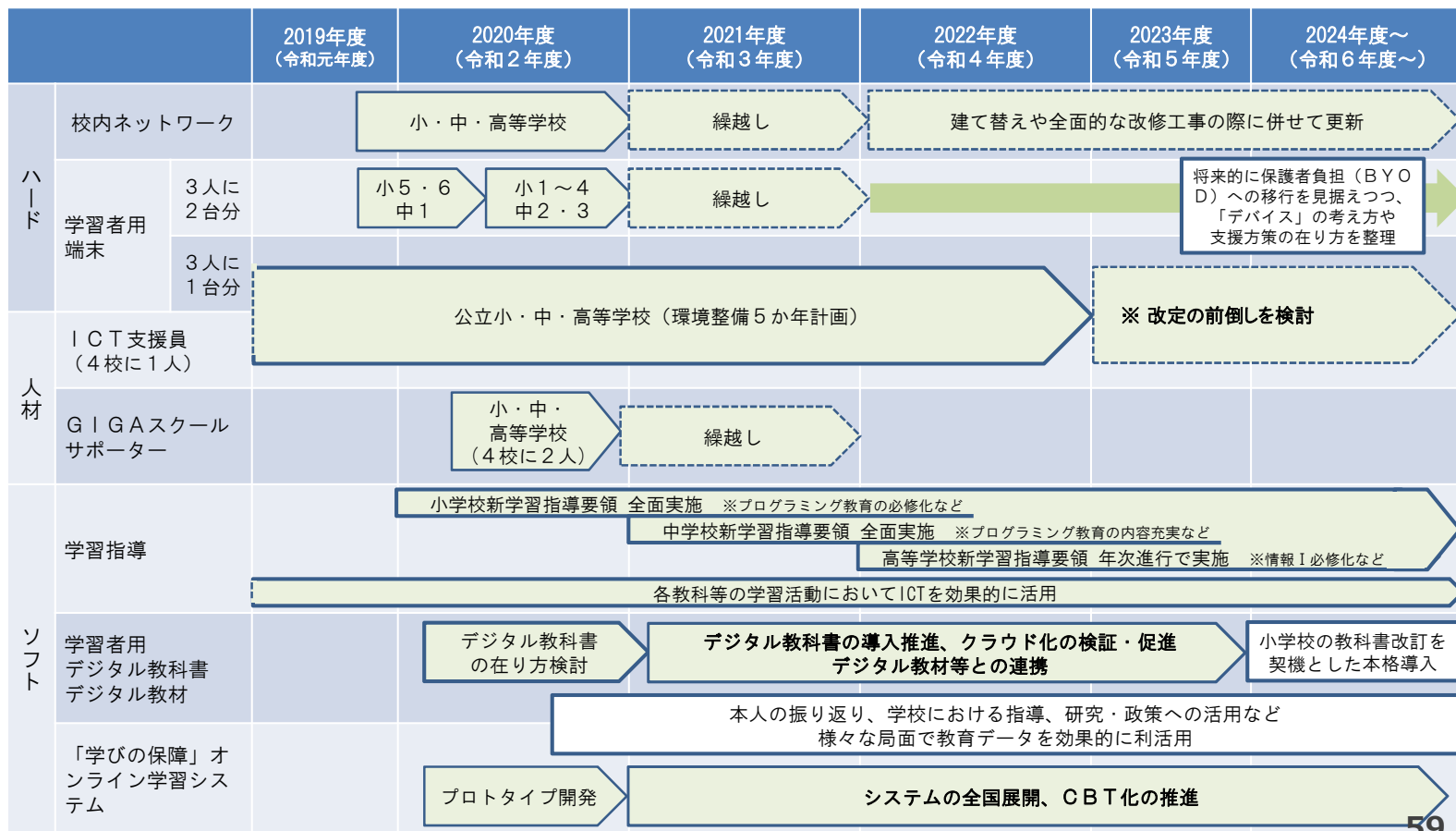
- 家庭学習のための通信機器整備支援 **147億円**
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額(上限1万円)、私立：1/2(上限1万円)
- 学校からの遠隔学習機能の強化 **6億円**
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公私立：1/2(上限3.5万円)、国立：定額(上限3.5万円)
- 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 **1億円**
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

「GIGAスクール構想」の実現ロードマップ（イメージ）

全ての授業で「1人1台端末」で
デジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツをフルに活用
教師の指導や児童生徒の学びを支援する観点から教育データを活用



多様な子供たちを誰一人取り残すことなく
個別最適化された学びの実現



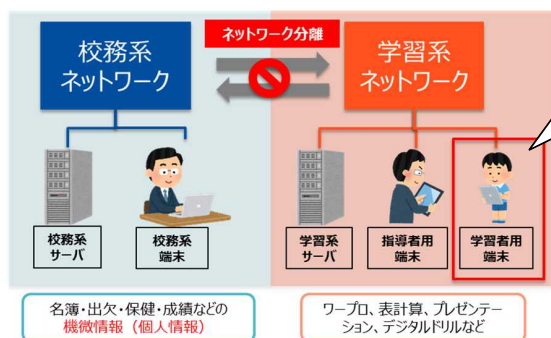
59

GIGAスクール構想の中での地方自治体における個人情報保護の在り方について



学校におけるネットワークセキュリティの最近の動向

- ▶ 昨年末、GIGAスクール構想の実現に向けて動き出すにあたり、その円滑な取り組みが進むよう、学校における情報セキュリティの考え方を改めて整理する必要が生じたところ。
- ▶ このため、昨年12月、文部科学省において、GIGAスクール構想を前提に、学校教育における自治体の情報セキュリティポリシーの指標となる「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂。
- ▶ その中で、以下のような点を整理している
 - ① ガイドラインを一言一句遵守するのではなく、教育委員会・学校が、実現したい環境やコスト、ネットワークの環境等を踏まえ、クラウドサービスの活用も含めた柔軟な環境整備を検討できるよう、ガイドラインの位置付け・構成を見直し
 - ② 学校のネットワークは、原則、教員のみが接続することを前提に機微情報を取り扱う「校務系ネットワーク」と、児童生徒が接続することを前提に機微情報を取り扱わない「学習系ネットワーク」に分離し、原則、個人情報情報は校務系ネットワークにて取り扱うこと
 - ③ 仮に学習系ネットワークで個人情報を取り扱う場合は、セキュリティガイドラインに則り、クラウド事業者が目的外利用や第三者への提供をしないようにすること等必要な対策を講じること



GIGAスクール構想の実現における1人1台端末整備事業は
児童生徒が利用する学習者用端末が対象
※原則、機微情報は取り扱わない

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和元年12月版)」において、情報資産は重要性によって分類することとしており、この重要性によりどちらのネットワークにて該当の情報資産を取り扱うかを定義している。

※「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和元年12月版)」
1.3. 情報資産の分類と管理方法

→ 更に、自治体において個人情報に関する行政手続きに関して様々事情等の異なることから、文部科学省のICT活用教育アドバイザー事業を活用しつつ、各自治体の参考となるような情報提供等を行っていくことを予定

60

ガイドラインの位置付け・構成の見直し等

- ガイドラインを一言一句遵守するのではなく、教育委員会・学校が、実現したい環境やコスト、ネットワークの環境等を踏まえ、クラウドサービスの活用も含めた柔軟な環境整備を検討できるよう、ガイドラインの位置付け・構成の見直し
- 児童生徒及び外部からの不正アクセスの防止に向けた、ネットワークの仮想的な分離等に関する文言の整理

本文 教育委員会・学校が踏まえるべき理念・考え方を提示

第1章 ガイドラインの目的
第2章 ガイドライン制定の背景
第3章 地方公共団体における情報セキュリティの基本理念
第4章 教育情報セキュリティポリシーの構成と学校を対象とした「対策基準」の必要性
第5章 クラウド・バイ・デフォルトの原則

参考資料 柔軟な環境整備を促進に向けて、「参考」としての情報を記載

(参考資料)
1.1 対象範囲及び用語説明
1.2 組織体制
1.3 情報資産の分類と管理方法
...
1.9 クラウドサービスの利用について
...

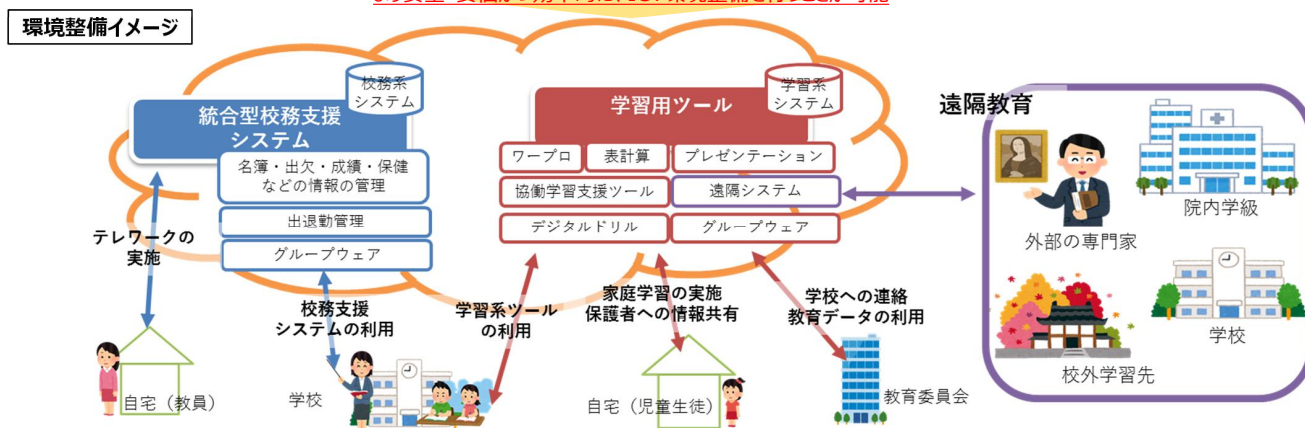
クラウドの利用に関する記述の追加

- 学校現場においても「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を踏まえた環境整備の実現に向けて、クラウドサービスのメリット・留意点や、セキュリティ対策の項目例や、第三者認証を利用した情報セキュリティ状況の把握 等

事業者が配慮すべき個人情報の取扱いに関する事項の追加

- 事業者が業務の一部を委託（クラウドサービスの利用を含む）する場合、事業者における個人情報の取扱いに関する留意事項を追記（例）同意のない目的外利用の禁止、個人情報の売買の禁止 等

改訂版「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、クラウドを活用することで、より安全・安価かつ効率的に、ICT環境整備を行うことが可能



61

GIGAスクールサポーター配置促進事業

令和3年度要求・要望額 53億円
（前年度補正予算額 105億円）

災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」を加速することが必要であるが、学校の人的体制は不十分である。

このため、急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、学校における **ICT環境整備の設計**や**使用マニュアル（ルール）の作成**のほか、新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間における、オンラインによる家庭学習の実施に関する支援等を行う**ICT技術者の学校への配置経費を支援**する。



（GIGAスクールサポーターの業務例）



対象校種 国・公・私立の小・中・高校・特支等

実施主体 国立：国立大学法人
公立、私立：都道府県、政令市、その他市区町村等、学校法人

想定人材 ICT関係企業OBなどICT環境整備等の知見を有する者

補助割合 国立：定額 公立、私立：1/2

補助対象経費 人件費、旅費、消耗品費、雑役務費（委託事業費）等

62

- 「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ、**その着実な実施に向けて自治体・学校への支援を充実する**とともに、**児童生徒1人1台端末の環境におけるICTの効果的な活用を一層促進する**必要がある。
- 新学習指導要領において、「情報活用能力」が全ての学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、その育成のため、**教師のICT活用指導力の向上**や**情報教育の充実**を図る必要がある。

「ICT活用教育アドバイザー」等による整備・活用推進

- 学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するため有識者等における助言・支援を実施
 - ①学校におけるICT環境整備に関する内容
 - ②ICT活用指導力向上やICTを効果的に活用した指導の実施に関する内容
- ICTを効果的に活用するための指導事例等のオンライン教員研修プログラムの作成

対象校種	学校設置者 (小・中・高等学校等)
委託対象経費	人件費・諸謝金等必要な経費
委託先	民間企業等

情報モラル教育推進事業

- スマートフォンやSNSの急速な普及や「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ、以下を実施
 - ①情報モラル教育の推進に係るe-learningプログラムの作成
 - ②児童生徒向け啓発資料の作成・周知
 - ③情報モラル教育指導者セミナーの開催
 - ④学校におけるICT機器利用における健康面への影響に関する調査



児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

- 情報活用能力を定期的に測定するため、小・中・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施
 - ①予備調査の結果分析
 - ②全国の小・中・高等学校等の抽学校における本調査

対象校種	学校設置者 (小・中・高等学校等)
------	----------------------

委託対象経費	人件費・諸謝金等必要な経費
委託先	民間企業等

対象校種	国・公・私立の 小・中・高等学校等 (小5、中2、高2の児童生徒)
------	---

委託対象経費	人件費・諸謝金等必要な経費
委託先	民間企業等

期待される成果

- 全国の自治体・学校にけるGIGAスクール構想の着実な実施
- 新学習指導要領及び児童生徒1人1台端末の環境を踏まえた教員のICT活用指導力の向上及びICTを効果的に活用した指導の実施
- 児童・生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）の把握及び育成、教育の情報化のEBPMの推進

63

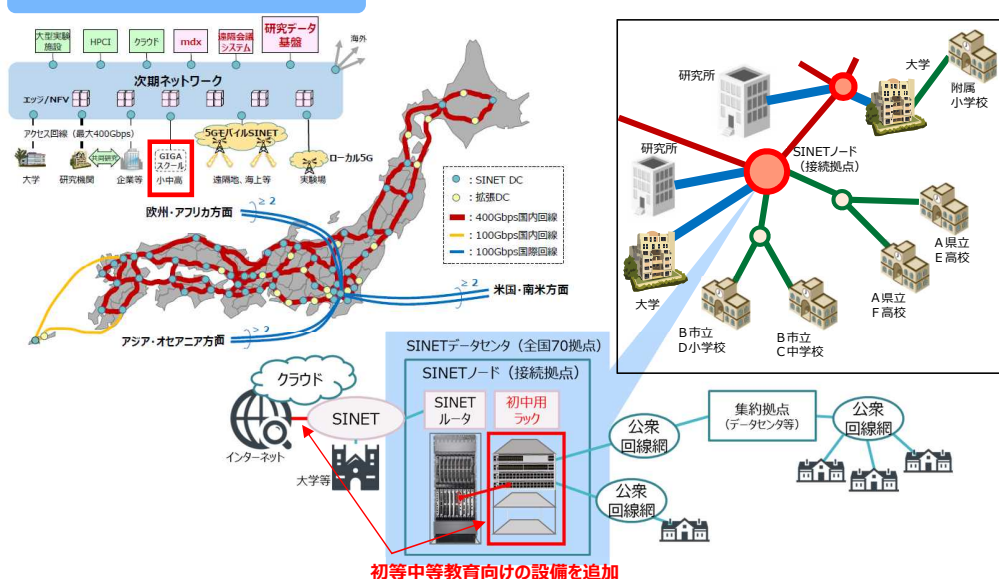
新時代の学びの基盤となる通信環境整備

令和3年度要求・要望額 11億円
(新規)

趣旨

「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（令和元年6月）」において、2022年度からSINETの初等中等教育への開放が示されていることを踏まえ、希望する学校がSINETを活用できるよう、次期SINETの都道府県のノードに初等中等教育段階向けの設備を整備するなどの準備を行うことで、新時代の学びの基盤となる学校外のネットワークを強化し、GIGAスクール構想におけるICT環境整備とあわせてSociety 5.0時代にふさわしい学校のICT利活用を推進する。

次期SINETのネットワーク



<SINETの特長>

- 超高速（10～100Gbps）なインターネット接続
- SINETに直結したクラウドサービスをインターネットを経由せずに利用可能
- 障害に強い高信頼なネットワーク

高速大容量のインターネット接続と安定的通信を通じて、より円滑にICTを活用し、遠隔学習や動画視聴等の新たな学びを実現

対象校種	国公立の初等中等教育機関
------	--------------

整備個所数	都道府県のSINETノード（30拠点）
-------	---------------------

必要経費

R3年度はNII（国立情報学研究所）の情報通信ネットワーク構築費として、次期SINETの都道府県のノードに初等中等教育機関向けの設備（SINETルータポートやラック）を整備
 初期構築費：9.8億円
 初期運用費：1.6億円

※SINETノードまでの回線やデータセンターのラックスペース等の機器にかかる費用は接続を希望する自治体側で負担

64